

第八十回

参議院大蔵委員会会議録第六号

昭和五十二年三月二十九日(火曜日)

午後零時十三分開会

中西一郎君
松垣徳太郎君
宮田輝君
栗原俊夫君
福間秀三君
吉田忠三郎君
村田靜夫君
和田一弘君
鈴木武君
渡辺野末君
陳平君

議院送付)

委員の異動

三月二十五日

辞任

坂元親男君

補欠選任

藤川一秋君

初村淹一郎君

嶋崎均君

望月邦夫君

岩動道行君

宮田輝君

細川護熙君

山崎昇君

和田静夫君

近藤忠孝君

鈴木一弘君

宮田輝君

渡辺野末君

栗原俊夫君

鈴木武君

竹田四郎君

野末陳平君

國務大臣
大藏大臣
坊秀男君

政府委員

大藏政務次官

議官

大藏大臣官房審

議官

大蔵省主税局長

大蔵省証券局長

國稅廳次長

厚生省医務局長

厚生省業務局長

安田隆明君

上條勝久君

戸塚進也君

野々山三三君

矢追秀彦君

栗林卓司君

青木一男君

糸山英太郎君

河本嘉久藏君

坂野重信君

鷲崎均君

委員

理事

事務局側

常任委員会専門

大蔵省銀行局保険部長

副島有年君

説明員

本日の会議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆

出席者は左のとおり。	委員長	安田 隆明君	上條 勝久君	戸塚 進也君	野々山 三三君	矢追 秀彦君	栗林 卓司君	青木 一男君	糸山英太郎君	河本嘉久藏君	坂野 重信君	鷲崎 均君
	理事											
	事務局側											
	常任委員会専門											
	大蔵省銀行局保険部長											
	副島 有年君											
	説明員											
	本日の会議に付した案件											
	○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)											
	○租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆											

○国務大臣(坊秀男君) ただいま議題となりました。所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢に顧み、今後の税制改正の一環として、中小所得者を中心とした所得税負担の軽減を図るために、現下の厳しい財政事情にもかかわらず、初年度三千五百三十億円、平年度三千百六十億円の減税を実施することとして、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、人的控除の引き上げであります。

すなわち、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について、それぞれ、現行の二十六万円から二十九万円と三万円引き上げることといたしております。これにより、昭和五十二年分の課税最低限は、夫婦と子供二人の給与所得者の場合で二百一十五円となり、現行の百八十三万円に比べ、一〇・一%引き上げられることになります。この引き上げ率は、政府の昭和五十二年度の経済見通しによ

る消費者物価の年度平均上昇率八・四%を上回るものであります。

第二は、福祉政策等の見地から、障害者控除等特別の人的控除について、基礎控除等一般の人的控除と同様に、その控除額をそれぞれ三万円引き上げることといたします。

すなわち、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ二十万円から二十三万円に引き上げるとともに、特別障害者控除を二十八万円から三十一万円に、老人扶養控除を二十二万円から三十五万円に引き上げることといたしております。

以上のはか、勤労学生控除の適用要件である所得限度額を四十六万円から五十二万円に引き上げる等、所要の改正を行うこととしたとしております。

政府は、最近における社会経済情勢に顧み、今次の税制改正の一環として、利子・配当課税等の適正化及び交際費課税の強化を行うとともに、その他の租税特別措置の整理合理化を行う等、所要の措置を講ずるほか、国税収納金整理資金の経理を合理化することとし、このにこの法律案を提出しました次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部改正について申し上げます。

る消費者物価の年度平均上昇率八・四%を上回るものであります。

第二は、福祉政策等の見地から、障害者控除等特別の人的控除について、基礎控除等一般の人的控除と同様に、その控除額をそれぞれ三万円引き上げることといたしております。

すなわち、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ二十万円から二十三万円に引き上げるとともに、特別障害者控除を二十八万円から三十一万円に、老人扶養控除を二十二万円から三十五万円に引き上げることといたしてあります。

まず、政府から順次趣旨説明を聽取いたします。

坊大蔵大臣。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま議題となりました。所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最初に、所得税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢に顧み、今次の税制改正の一環として、中小所得者を中心とした所得税負担の軽減を図るために、現下の厳しい財政事情にもかかわらず、初年度三千五百三十億円、平年度三千百六十億円の減税を実施することとして、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、人的控除の引き上げであります。

すなわち、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について、それぞれ、現行の二十六万円から二十九万円と三万円引き上げることといたしております。これにより、昭和五十二年分の課税最低限は、夫婦と子供二人の給与所得者の場合で二百一十五円となり、現行の百八十三万円に比べ、一〇・一%引き上げられることになります。この引き上げ率は、政府の昭和五十二年度の経済見通しによ

男の圧力は回避できるんだ、こういうふうには思えないわけあります。果たしてどういう御所でそういう見解を出しておられるのか。

それから、それと関連しまして、昨年は減税がなかつたわけであります。毎年毎年減税をやれといふことは、論理的に決して正しいかどうか疑問があるんですが、それはともかくとして、昨年度はなかつたという前提で考えれば、昨年度の物価上昇分といふようなものがやっぱりそこに考慮されなきやならぬ。八・数%程度ではない、こういふふうに思うわけであります。

をつくるうではないか、案をつくる場合の一つのめどとして、五十一一年分の課税最低限と、五十二年分の課税最低限が予想される物価上昇のもとで、実質的にはほぼ同じ水準になると、いうことを目安にしようではないかという考え方でござります。したがいまして、きつちり八・四ということにいたしますために、いわば三万円じゃなくて、二万五千円とか二万七千円とかといふ引き上げでいいわけでござりますけれども、それを税制としてはやはり各控除三万円の引き上げで、結果として、一〇・一%の引き上げ、それが結果として予想される七・七なり八・四を上回っているという姿がいいではないかという御論議であったわけでござります。

万四千円であった、五十年分は百八十三万円で
あつた、そうすると名目では三・八六倍になつて
いる。この間のC.P.I.の上昇が二・二四八でござ
いますので、これでデフレートいたしますと、実
質引き上げ率といふのは一・七二倍になつてい
る。つまりこの十年間に物価調整という以上の実
質軽減がかなり行われていると考えていいんでは
なかろうか。

ところが、ほかの国の場合には、アメリカは景
気対策のためのかなりの減税をしましたんです
が、それでもなおかつこの十年間に、いま私の申
し上げた後の方の実質引き上げ率といふ換算をい
たしますと一・一三倍なんだ、アメリカはやっぱ
り実質物価調整以上にちょっと軽減になつていて
ようである。ところがイギリスはその数字が〇・
八二である。逆に言えば物価調整をらこの十年間
若干不足をしておる。西ドイツは〇・七四である。
フランスも〇・九二であるというような数字が出
てまいりまして、やはり考え方としてある期間を
通じた場合に、名目所得で負担していただく超過
累進課税だから、物価調整的な角度といふものを
もつていてる方がいいんであらうけれども、しかし、
やはりそれぞれの国で財政事情なり、ほかの税の
負担との絡みなりいろいろあって、十年という期
間をとつてみても、必ずしも完全に物価調整をし
きつていいということでもないようです。そうで
あるとすれば、日本の場合に一・七二、実質一・
七二倍という経緯を踏まえてみれば、やはり毎年
毎年物価調整減税をやるという必然性はないんじ

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

比べて一番平均に近いところから負担してもらつておるということになりますから、それだけ全体の負担がより総体的に高いところにもつてまいります。非常な低額所得の方に対しても十分な配慮がなされているということになるのだと思いますけれども、その比率の国際比較で見ましても、日本の課税最低限というものは平均所得に対して、ここにござります五カ国の中では一番高いところに置いてある。

それから、全体の累進度でございますが、これはなかなか口で申し上げるとわかりにくいのでござりますけれども、同じ資料の五十八ページにカーブになって出ております。この左側の五十八ページの方の実効税率の比較をごらんいただきますと、イギリスのように一番下から一番上まで非常に所得税の高い國もございますけれども、アメリカ、ドイツと比べてみると、日本はごらんのように途中でクロスしております、中小所得者に対する負担はアメリカよりもドイツよりも低い、しかし、ある点を過ぎると逆にアメリカよりもドイツよりも高い水準を負担していただく、やはり日本の累進度というのは、アメリカ、ドイツに比べるとかなりきついのだという判断もなされております。

以上、お手元にございます資料を借用しながら申し上げましたが、やはり税制調査会としての御判断としては、主要国に比べて日本の所得税負担というのはむしろ一番安い方ではないだらうかと、いか御判断に立つておられると思います。

○福間知之君　いまの御説明もありましたよう

Digitized by srujanika@gmail.com

○政府委員(大倉眞隆君)　ただいまごらんいただいておりますカーブでございますが、これはいわばこういうカーブにしようというふうに決めてかかってでき上がっただというわけでございません。多年の改正が積み重なつて現在こうなつておる。ところで、課税最低限がある程度高いときには、必然的にこのカーブが高くなるかということは、私は必ずしもそうは考えておりません。やはり、それは全体の税体系の中で、所得税にどれくらいのウエートを期待しておるかとということも関連しております。たとえば、フランスは課税最低限が日本より若干低うござりますけれども、カーブのスタートの地点はそう違わない。しかし、累進のカーブは日本よりかなりゆるやかで、ごらんのとおりでございます。これはやはり御承知のか付加価値税というところに大きくウエートをかけ

まことに上の貴社を取るとどうもよろしくな提案にはなかなか賛成できないということが一つございま
す。
もう一つは、今回の政府案のように税率のブ
ラックケットを物価調整をいたしませんで、諸税控除
の額だけある程度の引き上げをいたしますと、結果
としてこの累進度はだんだんきつくなってしまい
ります。そのことだけで。それを税額控除に切り替
えますと一層きつくなってしまいります。した
がつて、その問題についてはやはり税額控除に全
面的に切りかえるということは、それによつてい
までのこの累進度がどれくらい急角度のものになる
かということをあわせて吟味願いたい。した
がつて、バーマネントなシステムとして税額控除
を取り入れることは相当慎重な検討が必要ではな
いかということが、今回の年度答申にも書かれて
おります。その年度答申では一年限りの措置とし

おいては諸外国よりも累進カーブがきついといふことが、一方でありますから、雇用の雇止めをうながさないといふことが、したがつて、その課税最低限に達しない人の部分をカバーをするといふうなことが、思はれてそういうことがあつたかどうか私知りませんけれども、結果としてそういうことが言えるのじゃないかと思うわけですけども、その議論の上にあしを私しておるわけじゃなくて、たとえば税調でも概して日本の累進度は高いと、こういううな認識があるようでございますが、しかばば、それは今後望ましいものとして維持していくのか、あるいは是正を必要という考え方方がそこにあらるのか。たとえば、今回上積みの三千億円の具体的な減税方式をめぐつても、税額控除方式といふシステムで、こうと大体まあ話が詰まりそうですねけれども、アメリカはそれをやつてあるといふことでござりますが、累進税率が特におおむね高いという場合は、そういう方式は少しやりにくいのだというふうな議論が税調ではあつたやに伺つてゐるんですけれども、この後で申した点と、それからこれから累進度合いといふものの見直しといふものについてどう考えておられるのか。

おるからで、所得税にそんなに大きなウェートをかけなくとも済んでおるということではないかと考えております。したがいまして、この累進のカーブがどのくらいのカーブが理想的かといふことは、実はこのカーブと横軸との間の角度については決め手はないんだと思います。それは税体系の中でも所得税にどのくらいのウェートを期待するかということの方から出て来るのではなかろうか。

ただ、問題は累進のカーブの中で特殊なところにふくらみがあつたり、へこみがあつたりといふことはなるべく避けた方がいいということは私個人的には考えます。しかし、ここで将来の姿として、これは所得税について累進度をより一層高めたらどうかという御議論があることは十分承知いたしております。しかし、逆にまたいまでも相当高いんだからという御議論もあるわけでございます。これは直ちに申し上げてやはり国会なり政治が最終的にはお決めになる問題ではないかと考をききには、先ほど申し上げたように累進度がかなりきついという前提を置く限り、高額所得者だけい

そのように私はとしては考えております。
○福間知之君　ただいまの説明の中で、後段で、そのバーマネットなシステムとして、制度として税額控除方式採用ということは、現行の税体系からして慎重にならんといかぬという、これは私も全く同感でございまして、主税局長としては今後そういうこと吟味されますか。当然それを吟味されるとなれば、いまのこの累進度合いを含めたやり方の手直しも考慮しながらやらなきゃならぬということになると思うんですけれども、実際問題として今回は一年限りとなりました。しかし、じよまた来年度もある種の政治的な状況の中で今年度のように似通った形が出れば、これは不幸だと思うんですね。そういうやり方はやつぱり行政府と国会とが毎年そういうようないさかいをやっているということになりますんで、余り好ましくないんで、当初からそれは政府原案

てならともかくも、ホームページに税額控除を取
り入れるかどうかということについては、相当重
い方向づけが必要だということがいわれてお
ります。

それはあえて付言いたしますと、累進度が高ま
るということ自身は、一見非常な高額所得者の負
担がいまよりふえるだけのよう受け取られがち
なんでございますが、このカーブが根元から角度
を高くしてまいりということは、この真ん中より下
のところ、三百万〜五百万のところで収入がと
えたときの税負担のふえ方、額のスピードがい
く以上に強くなるという問題でござりますから、決
して高額所得者の負担問題だけではないんだとい
うことでございます。三百万、四百万、五百万、
ちょうど逆の見地からいえば、子供も大きくなつた
た、教育費もかかる、大変なんだといわれておる
ところの累進度がきつくなつてしまりますから、
その問題を含めましてやはり相当全般的な御検討
をいただきたい。今回の先ほど大臣がお触れにな
りました与野党合意の問題は、これは一年限りと
いう合意でございます。恒久的な制度としては、
やはり相当な吟味がなお必要ではなかろうかと、

こういうような理解をしています。したがつて、ただいま幾つか質問をいたしましたけれども、そういうふうな内容について来年度に向かって御検討をお願いをしたいと思います。

時間の制約ござりますので租税特別措置の方に關しまして触れたいと思うんですけれども、もと端的に申し上げましてこれはもう毎年当委員会での一つの重要な議論の対象になつてゐるんですけど、今回のこの御提案で、具体的には、期限が到来したものとかしないものとか、あるいは増税の効果があるものとかないものとか、こうあると申しますけれども、具体的にはどういう項目が、幾つぐらい整理されるということになるんですか。

○政府委員(大曾根 隆君)　ただいまの御質問は項目別にどうなつたかということかと思いますが、五十二年度整理の対象といました項目は期限

に組み込まれるなら一番望ましいんですけれども、だからやっぱり事前に検討するといってなかなか早目にこういうことは考えなきゃでもないと思いますが、どういうお考えですか。それは。

○政府委員(大倉真隆君) これは今回の与野党の意ということを離れまして、税額控除にしたらいふだという御意見がかなえてからございまして、具体的な法案としてもう出たわけでござります。一度。したがつて、税制調査会に私どもの方から、今回のよろな事態を全く予想しない段階で、税額控除というものをどう考えたらよろしいかとしょ問題提起をいたしたわけでございますから、も今回さらに一年限りとはいえそのような合意がなされたわけでござりますから、その延長路線の上で、税制調査会とともに一体将来の方向とてどちらをよりよしと考えるかといふ御議論を一層詰めていただきたいということは私考えております。

到来分が中心でございますが、いわゆる企業関係の特別措置と申しますのは昨年度の改正後の案で現在九十六項目ございます。そのうちで期限到来分が二十七、そもそも期限のないものが二十七、三十九、合計九十三でございまして、そのほかに本来增收をねらっているものというものが三項目ございます。

それで五十二年度のただいま御審議願つております案によりますと、期限到来二十七のうち二項目を廃止、十八項目を縮減、計二十項目を縮減合算いたしたいと考えております。それから期限化いたしたいと考えております。それから期限のないもの二十七項目の中では、廃止はございませんが、四項目を縮減いたしたい。それから期限があつてまだ到来しないという三十九項目につきましては、五項目を縮減いたしたい。增收効果を持つもののうち、交際費課税一項目につきましてお課税の強化をいたしたい。したがつて、九十六項目のうち三十項目に手をつけていくという姿でございます。

○福間知之君 税調におきましても、今後の中期的な収見通し等からして租税特別措置に対する考え方は基本的にやはりこれはいままでよりも大幅に見直さなければならない、あるいは税制の公平化という点からも今まで以上に見直しを積極的に重視するという姿勢のように伺うわけであります。確かに昨年あるいは、ことしとは正が行われてきているわけでございますけれども、特にこの利子・配当所得につきまして、総合課税を行うことが本来は望ましい、だけど一気にやるということは新たな不公平といふようなものをたらすとか、あるいは現在それによって利益を得ている人たちに一種の一時的な混乱を与えるとかいうふうな配慮がかなり働いているようなんですが、当局としては、今年度はいま御提案されている5%程度の税率引き上げでございますけれども、今後にわたってこの利子配当所得についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(大倉真隆君) 終的局な方向として

は、やはり総合課税が実効あるように実施されると、ということを考えるべきであるということであろうと思います。それで今回の改正案をつくるに際しましては、五十年度改正で五年間という、まあこれは約束というわけではございませんが、五年間という一定の期間を設けて税率を設定いたしましたものを、期間の途中で引き上げをお願いするということでございますから、それなりに引き上げの幅についても考えなくてはならない。また引き上げ後の制度をいつまで置くかということ、やはり当初設定された五年間の期間中での引き上げということで、当初設定されていた五十五年末まで

というところまでは今回の引き上げ後の姿で安定させる方がよろしいという御答申をいただいております。引き上げの幅につきまして、答申の中にござりますように、やはり個人の金融資産の選択に不測の混乱を与えないようにして、金融全体の角度からの吟味もしていただいております。したがつて、将来の姿としましては、今回お願いいたしております法案による適用期限の五十五年末までに、総合課税を実効あらしめるための具体的な検討を一層積極的に進めなくてはならない。これもまた答申の中に盛り込まれております。正直に申し上げまして、金融機関の側も、総合課税の具体的な方法をとともに取り上げないままに、税率だけがどんどん上がっていくということはもうそろそろ限界に来ている、金融機関としても何か具体的な方式をともに前向きに考えないといけない時期に来ているという感触を持ち始めてくれておりますので、私ども事務当局間で具体的な詰めを引き続き推進してみたい。なかなかしかしこれは非常に時間がかかるだろうと思います。なかなかその考える期間の中で、これだというような案までいけるかどうか、現在自信はございませんけれども、しかし方向としては申し上げたような方向で努力を続けたいと、そのように考えております。

○委員長(安田隆明君) 暫時休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後七時一分開会
○委員長(安田隆明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

去る二十五日、山崎昇君、坂元親男君、初村滝一郎君、望月邦夫君、安武洋子君が委員を辞任され、その補欠として和田静夫君、藤川一秋君、鷲崎均君、岩動道行君、近藤忠孝君が選任され、また本日、竹田四郎君が委員を辞任され、その補欠として栗原俊夫君が選任されました。

その内訳は利子、配当で千七百五十億円、平年度でございます。それからそれ以外の租税特別措置の整理合理化で三百五十五億円、それから交際費課税の強化で二百四十億円でございます。

○委員長(安田隆明君) 休憩前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○福間知之君 あと私、二十分の持ち時間でござりますので、簡潔にお聞きをしたいと思います。

租税特別措置の改正に関しまして、本会議でも少しく大臣にお伺いをしたんですけど、補足もまた答申の中に盛り込まれております。正直に申し上げまして、金融機関の側も、総合課税の実績をつかみ得るデータが事柄の性格上出てまいりませんので、それにつきましては、いま御要求のようなる形での具体的な実績ということになれば、これは性格上不可能な問題であるというふうに考えております。

○福間知之君 まあ数字ばらばらとお聞きしただけ詳細にはのみ込めませんけれども、かねがねこの租税特別措置による大法人を中心とした減免措置というものが、いわゆる不公平税制の最たるものではないかと、こういうような角度からしばしば指摘されてきてるわけです。私は実はそちら思つてはいるわけですけれども、かねて税調等でもありますので、私ども事務当局間で具体的な詰めを引き続き推進してみたい。なかなかしかしこれは非常に時間がかかるだろうと思います。なかなかその考える期間の中で、これだというような案までいけるかどうか、現在自信はございませんけれども、しかし方向としては申し上げたような方向で努力を続けたいと、そのように考えております。

○政府委員(山内宏君) 今回御提案を申し上げております特別措置による增收額は平年度で一千三百四十億円、初年度で五百二十億円でございます。

アメリカのカーター大統領もことしは就任されたところですけれども、五十三年度あたりには思

いい切った支出の面の見直しを含めてカーター財政も見直すんだと、先ほど大臣も御答弁になりましたけれども、よほど思い切ってからないといけないというふうに私は思うんです。その場合に大きな一つの検討、吟味すべき対象はこの租税特別措置じやないか。衆議院の予算委員会で大蔵省がいわゆる東京都の新財源計画構想に対する初めての公式の批判を打ち出されたわけですけども、しかし私は、その内容をここでとやかく言ういとまはないませんが、だとすれば、東京都が仮に二兆五千億円の財源をそこから捻出することは可能である。しかも、それは不公平税制というものをなくするという意味において、企業から何も余分に取ろうということではないんだと、こううふうな論拠でもつて一応試算されているわけですから、それに対する具体的な反証として試算を一遍やつぱり大蔵省としてもやってみられてはどうだらうか。

向がそこはかと感じられるし、そうでなければ、租税特別措置を思い切って改革して、どの程度の税収増がこの点から予想されるかというふうなことを出されれば別ですけれども、そうでなければ、私は、この收支試算というのを、本当に実現性を大きく失いたいものだと、こう断ぜざるを得ないのですよ。それは大蔵省としても、その見識の一応の考え方というか、見通しというようなものにかかることがありますから、恐らくそうは考えてないと思うのですけれども、やつぱりこれは聞かしていただきなければならないと私は思うのですけれども。

○政府委員(山内宏君)　まず、最初に御指摘をいたしました今後の財政の状況に顧みて、税制に関する根本的な見直しを行う必要があるのではないかという御指摘につきましては、私どもなり申しますが、取り組み方が一体まだ手ぬいのではないかという御指摘であったかと思いますが、その点につきましては、これは時間もございませんので、余りくどく申し上げるとあれでございますが、何回か当委員会においても御説明申し上げておりますように、租税特別措置の整理縮減につきましては、五十一年度税制改正の際にかなり抜本的な取り組み方を私どもなりにいたしましたつもりでございます。御批判についてはいろいろあるうちますと、租税特別措置と言われておりますものの中で二つに大きく大別をいたしまして、その一つはいわゆる政策税制ということでござりますと、いわば政策的な目的がなければ、およそそういう措置をとるべきではない。逆に申しますと、そ

の中に入っているものと、こういふうに二つに大別をいたしまして、その中の前者、すなわち政
策税制につきまして、期限の到来するものも、し
ないものも挙げて全面的な見直しを行つたこと
は御承知をいただいて、おなりでござります。
それを受けまして、五十一年度におきましては、
すでに五十一年度において期限の到来するもの、
しないもの、なべて見直しをいたしておりますの
で、五十二年度におきましては、期限の到来いた
しましたものを中心にいたしまして、引き続き整
理改廃を行つたわけでございます。

数字の点で申し上げますと、五十一年度にお
きましては、企業関係だけを取り上げて申します
が、五十一年度におきましては、当時九十八本の
特別措置がございましたが、その中で整理合理化
の対象にいたしましたのが五十九本ございま
す。それから五十二年度におきましては、今回に
おきましては同じく九十三本特別措置がございま
すが、それに対して整理縮減をいたしましたもの
が二十九本、その中でも期限の到来いたしました
のが大体七割以上整理縮減をいたしたということ
でございます。

そういうふうなことをやつてまいりまして、こ
れを試みに、一般会計税収と、それからそれに對
応いたしまして、租税特別措置で減収を來してお
ります金額との割合を比較をいたしてみますと、
たとえば四十年度にはその割合が五・八%でござ
います。つまり、一般会計税収を一〇〇といたし
まして、租税特別措置によって失われている税収
額を分子に置きますと、その分子の額が五・八%
に対応するということになります。その率が五十
二年度では、これは予算の数字でございますが、
二・四%ということをございまして、相対的に租
税特別措置の規模が、一般会計税収に比して非常
に縮減をしてきておるということになります。いま申しま
せんで、今後も引き続きまして、彈力的に改廃を
行ないます。もちろん、それによつて私どもは事が
終わつたというふうに考えておるのではございま
せん。

その結果、五十二年度におきます平年度の減収額は、租税特別措置によります減収額は、ネットで四千四百四十億円というふうに見込んでおりまます。所得税、法人税を含めましてそういうふうな金額であろうかというふうに考えております。そういたしまして、先ほど第三番目に東京都の試算との比較の御指摘をいただいたわけでございますが、この点につきましては、先ほど御指摘いたしました資料に大藏省の試算との違いの点をいろいろお指摘申し上げておりますが、ごく大ざつぱに申しますと、企業関係と、それから利子、配当の関係と二つに分けまして、まず企業関係につきまして申しますならば、一つは、法人所得の合理的計算方式として認められておりますたとえば引当金といったような制度を、東京都においては、それまで取り込んで特別措置というふうに考えておられますけれども、その点が基本的に考え方として違うというのが第一点でございます。それから第二点は、やはり所得税と法人税との仕組み、調整の問題といったしまして、法人税と、それに対応いたします配当にかかる税金との調整の仕組みをいたしまして認められておりますたとえば配当控除なり、配当益金不算入、こういった制度につきましても、東京都においては、これがいかにも特別措置であるかのとき極いとして金額が算出をされておりますが、これは私どもといたしましては、そういう意味での政策税制あるいは特別措置ではないというふうに考える次第でござります。

ない。しかもこれは、一方は平年度ベース、一方は初年度ベース、それからまた一方は予算ベース、一方は決算ベースというふうな違いがござりますので、その差はさらくついてくるのではないかろうかというふうに考える次第でござります。
それから第二番目に利子、配当の点でございま
すが、これにつきましても、たとえば東京都の場合、私どもいたしましては、減収が生じないと
いうふうに考えられますところの一般の源泉徴収
税率適用分についてまで、減収が生じておるとい
うふうな計算の仕方も入っておりますし、あるい
は逆に、いわゆる源泉分離選択税率によります分
につきまして、私どもは減収を計算をいたしてお
りますが、東京都は減収を計算していないとい
ふうな違いがござります。
以上のようなことで、細かく申しますと、まだ
なお不足かと存じますけれども、一応東京都との
違いというのは明らかにいたしておりますつもりでござ
ります。

なければならぬと思いますけれども、それだけでも、そのものは解決するわけではない。したがいまして、別途やはり御指摘のような財政収支試算の問題をもとにいたしまして、何らかの形で、何らかの時期に、ある程度の規模の増税をお願いをいたさざるを得ない時期が来るんではなかろうかと、いうふうに考えるわけでござります。

大臣に最後にお聞きしたいんですが、いまもお話しの終わりで今後考えなきゃいけないと、こういふ趣旨の御発言がありましたけれども、私は東京都の研究会のそれが一つのきつかけになつて、やはり昨年来、国会でもこの問題が何回となく繰り返されて議論の対象になつておるわけです。確かにあって、別個の措置を委員会でもつくるべきではないかというふうに私は考えんですが、今後の大臣の財政、税制問題についての御見をもう一度含めてお聞かせ願いたいと思います。

にいまおつしやったように、政策税制としてある時期に、この特別措置がわが国経済、あるいは産業に有意義な結果をもたらしたということをすべき否定する気持ちはないんです。その高度成長時代の条件はもう一変をしたといううことに立って、しかも財政状態はこういう状態なんですから、ここで考え直さなければ、これは国内問題であると同時に、国際的にもやはり不公正競争というそしりを免れ得ないという部分を持つてゐるんですよ。

その意味におきましては、どうしても何らかのときには何らかの形で、それも余り遠くないと、これは增收を図る措置を講じなければならない、かのように思いますが、そのとき、これはあえて租税特別措置ということではなくて、税制全般についてのこれは検討をやらなければならぬ。直接税間接税、資産所得、資産税といったようすべ

だから私は、租税特別措置を含む法人税制全般についても時間があれば今後少し議論をしてみたいですが、問題が少しはあるんじゃないのか。先ほどのお話をのように、たとえば受取配当金の損益不算入問題にしても、これは法人税制的性格をめぐってどう考えるかということによって変わってくると思いますね、これ。御承知のとおりでござります。そういうことはやっぱりこの時期についてこれを検討して、そうしてそのときに適応するところの租税体系というものを打ち立てなければ、とてもいくまいと私は考えますが、そういったようなことのために何か別個の、税制調査会以外の何らかの機構をつくつたらどうだとういう御意見のようになります。

○福間知之君　いや、それは違います。租税特別措置……。

でも少しく触れたところですけれども、その中で
も、特に租税特別措置は税調だけの審議ではなくて、何か別個のあれを設置する考えはないかといふことを大蔵大臣に私はお聞きしたんですが、あるときには御答弁なかつたんです。これはなかなかむずかしいんだとおっしゃると思うんですねけれども、事は急を要してますし、税調を待ってますと、もう年末にまでかからないと来年度の改正案が出てこないんですよ。それじゃ、やっぱりいけないんであって、別個の措置を委員会でもつくってやるべきではないかというふうに私は考えるんですが、今後の大蔵の財政、税制問題についての御所見をもう一度含めてお聞かせ願いたいと思います。

これはもう国民を代表する国会の皆様方に審議をしていただく、そうでなければこれは成り立つものじやございませんから、ただそこに至るまでの段階におきまして、税制調査会が去年の半ばごろから今日まで非常に精力的に熱心に勉強してくれております。そういうようなことから考えまして、結局は国会の御審議に願わなければなりませんが、それに至るまでの間に別個のものをつくるというよろなことは、今日私は考えておりません。○福間知之君 残念ですが、時間がありません。○鈴木一弘君 最初に税金……。いまの大臣の御答弁を聞いてわかっていることがありますけれども、五十三年、五十四年、五十五年というふうに、赤字財政解消のために増税をしていくだらうとわれわれは予想しております。で、今回所得税について各種控除、人的控除の引き上げがあつたわけでありますけれども、直接税と間接税率の比率を見ていくと、だんだんだんだん直税の方のペーセンテージが多くなってきて、間税のペーセンテージが少なくなってきた。税それ自体から言えど、税金の持つている二面性は、学者の説によれば、公平の原則と中立の原則だと、こういうわけであります。しかし、増税ということになれば、いまよりも再分配をするために税をうんと取らなければならない。累進税率をどうしても掛けられるようになるでしょう、増税中心となれば。そうなれば、これは不公平は、確かに是正は相当強くいくと思いますけれども、逆にいわゆる中立といふような、税そのものが偏かなければならぬ納税者に対して超過負担をかけて、中立というものを侵すというふうなものともと持ていなければならぬ原則までも踏みにじられるというふうなふうになるんじやないか。能力に応じないで課税されば、最後には納稅意欲なくしてしまいますからね。そういう点で一体、これからの中立の租税を強化していく、その方向をとるときには公平の方が優先していくのか、中立の方が優先していくのか、この点ひとつまずお考えを、原論みたいなものでございますが、お聞きしたいと思います。

○政府委員(山内宏君) ちょっととすみませんが、中立とおっしゃいましたか、一方は公平ですね。中立とおっしゃるのは、要するに平均課税式などと頭に入れてやつたらどうかと。均等、平均課税的に、比例税的なことをおっしゃっているのですか。

○鈴木一弘君 そうではなくて、課税というのは、できるだけ民間部門の経済的な効率を損なっては

○政府委員(山内宏君) ちょっといまいりでにわ
租税強化に走っていくのか。

かにお答えするには非常にむずかしい御質問でございます。いまおっしゃいますように、一方、公

平の要請に十分こたえながら他方経済の効率化といふことにいかにうまくマッチをする税制を組ん

でまいるかというのが当面の、抽象的に申せば一番大事なことじやないだろうかと思ひます。それ

を一体具体的にどういうふうに考えていくのかと
いう御質問であろうかと思いますが、この点につ

きましては、基本的にやはり所得課税でござりますところの所得税あるいは法人税、そういうふたつのものが基本的にその租税体系の中心にあるといふのがわが国の従来の税体系、これが必ずしも私どもはそういう悪い形のものではないというふうに考えておられます。

たた、たたいま御指摘のように、非常に直接税の比率が強い勢いで伸びてまいりまして、その直間の比率から申しまするならば、現在のところはかなり諸外国に比べてみましても、直接税のウエートが高い方の租税制度をとっている国に日下なつておられます。そのこと自身もちろんプラスもあればマイナスもあるといふことも考えられますけれども、私どもいたしましては、決して悪い方向にだけ進んでまいつたという認識は持っておりますが、ただ、従来から税制調査会でもいろいろ問題點

に急速にシフトをして、いくという際に、それに伴つていろいろな摩擦的現象が起るのではないかと、かといふ辺のところが問題意識として議論されたことはござります。私どもいたしましては、やはりその結果として出てまいりました直間比率がどうかということよりも、やはり基本的に先ほど御指摘のような形で考えました上でその税体系を組み立てて、その結果がどういう形の直間比率になつてきておるかということでの判断をしてまいりたいと思いますが、いま直ちにしかばらく後どういうか、こうになつていくのか、特にその財政収支試算に示すような、今後数年間の間に具体的にどういう形のもので埋めていくのかといふのは、むしろこれから税制調査会にもお願い申し、かつその結果をもつてまた国会の御判断もしくは、ただくといふように考えておる次第でござります。

○鈴木一弘君 この問題はまた十分検討していくいた上で、また再度御答弁をいたくようになります。

最初に、無記名預金、架空名義預金あるいは郵便貯金、こういうことについては、これは国税庁来ておりまますか。税務当局としては実態をつかみにくいということはわかりますけれども、それが実際に脱税に利用される。制度そのものに問題があるんじゃないのか、どういう風に思ひますけれども、その制度自体どういうようにお考えですか。まず総括的に聞いておきましょう。

○政府委員(谷口昇君) ただいまの御質問の点でござりますけれども、御承知のとおり、国税庁といたしましては、郵便貯金の調査につきましては、納税者の調査との関係でどうしても金融機関の調査をしなければならないと、そういう場合に郵便局の調査をいたしておりますが、いまお話しのようだに、郵便貯金のいろんな問題につきましては、私どもはそういう税務調査を通じましてはいろいろなことを承知をしておると、こういふ状況でござります。

になりましたのは、余り急激な形で、いずれか一方に急速にシフトをしていくという際に、それに伴つていろいろな摩擦的現象が起こるのではないかという辺のところが問題意識として議論されてきたことはござります。私どもいたしましては、やはりその結果として出てまいりました直間比率がどうかということよりも、やはり基本的には先ほど御指摘のような形で考えました上でその税体を組み立てて、その結果がどういう形の直間比率になつてきておるかということでその判断をしてまいりたいと思いますが、いま直ちにしからば今後どういうかこうになつていくのか、特にその財政収支試算に示すような、今後数年間の間に具体的にどういう形のもので埋めていくのかといふのは、むしろこれから税制調査会にもお願ひをしきつその結果をもつてまた国会の御判断をいただくというふうに考えておる次第でございまして。

だいた上で、また再度御答弁をいただくようになります。

最初に、無記名預金、架空名義預金あるいは郵便貯金、こうすることについては、これは国税庁

来ておりますか。税務当局としては実感をつかむににくいということはわかりますけれども、それだけに脱税に利用される。制度そのものに問題があるんじゃないのかというようにも思いますが、その制度自体、どういうようにお考えですか。まず、総括的に聞いておきましょう。

○政府委員(谷口昇君)　ただいまの御質問の点でござりますけれども、御承知のとおり、国税局といたしましては、郵便貯金の調査につきましては、納税者の調査との関係でどうしても金融機関の調査をしなければならないと、そういう場合に郵便局の調査をいたしておりますが、いきお話しのように、郵便貯金のいろんな問題につきましては、私どもはそういう税務調査を通じましていろいろなことを承知をしておると、こういふ状況でござります。

○鈴木一弘君 最近特にわれわれ聞くんですけれども、中小企業の経営者の方から、税務署の調査があつて、取引先の銀行からお得意さんまで調べられると、そういうことで困った、困ったということをよく聞くわけですが、それとも、これは話をよく聞くわけですが、それで、銀行だとかお得意さんの調査、これはどの程度まで一体税務当局としてはできるんですか。

○政府委員(谷口昇君) ただいまの御質問の反面調査の問題でございますが、所得税法の、御承知のとおり、二百三十四条第一項第三号、法人税法に基づいて行うものであります。法律上は納税者が職権乱用であるというようなことはつながりがないじゃないかと、こんなふうに考えております。

○鈴木一弘君 大きいところならないんですね。小さいところはそれで仕事がばたりなんということになりかねないところが出てくるわけです。そういう点の配慮はしていないんですね。

○政府委員(谷口昇君) 私どもは、実は税務調査に当たりましては、この反面調査については先ほどのようになりますが、一般的な税務調査は御承知のとおりに、いわゆる脱税犯などに対します調査によります強制調査とは異なりまして、あくまでも納税者の了解を得て行うものである。しかも円滑に調査が行われるように配慮をいたしまして、事前通知の励行に努めるなどの施策を講じております。ただ、悪質者に対する特別調査事業などとか、あるいは調査に対する忌避とか妨害が予想される事案等に対しましては、的確な所得を把握し、公平な課税を確保するという目的から、例外的に事前通知をしないということはございますが、また、一般的の税務調査は、納税者の了解を得て行うものであるこのように申し上げましたが、

○鈴木一弘君 最近特にわれわれ聞くんですけれども、中小企業の経営者の方から、税務署の調査があつて、取引先の銀行からお得意さんまで調べられると、そういうことで困った、困つたといふ話をよく聞くわけでござりますけれども、これは調査をされる側の了解を得ないでそういう取引先の銀行だとお得意さんの調査、これはどの程度まで一体税務当局としてはできるんですか。

○政府委員(谷口昇君) ただいまの御質問の反面調査の問題でございますが、所得税法の、御承知のとおり、三百三十四条第一項第三号、法人税法でいいますと百五十四条になりますが、そこに質問検査権の規定がござります。その質問検査権に基づいて行うものでありまして、法律上は納税者に了解を求める必要はない、このようなことにあっております。したがいまして、納税者の了解を得ないで、取引先や金融機関の調査をすることが職権乱用であるというようなことはつながらないのではないかと、こんなふうに考えておりま

○鈴木一弘君 大きいところならないんですけど

ね。小さいところはそれで仕事がはたりなんといふことになりかねないところが出てくるわけで

す。そういう点の配慮はしていないんですね。
○政府委員(谷口昇君) 私どもは、実は税務調査に当たりましては、この反面調査については先ほどのような形になりますが、一般的な税務調査は、御承知のとおりに、いわゆる脱税犯などに対しまして、必ず査察によります強制調査とは異なりまして、あ

くまでも納稅者の了解を得て行うものである。しかも円滑に調査が行われるように配慮をいたしまして、事前通知の励行に努めるなどの施策を講じております。ただ、悪質者に対する特別調査委員会など、あるいは調査に対する忌避とか妨害が予想される事案等に対しましては、的確な所得を把握し、公平な課税を確保するという目的から、例外的に事前通知をしないことはござりますが、また、一般的の税務調査は、納稅者の了解を得て行うものである、このように申し上げましたが

通報する制度の導入でありますとか、あるいは預金の金者に何らかの形の、たとえば住民票、そういうふうなものを申告をしていただくやり方でありますとか、あるいは預金の金者に何らかの形の、たとえば住民票、そういうふうなものを申告をしていただきますが、そいつたものを提出してもらうことによってそういうふうなものをござりますが、そいつた確認をしつかりする方法を講ずるとか、いろいろ考え方としてはあるわけでございますが、いずれにいたしましても、非常に多数に上ります利子あるいは配当のすべての件数について正確、迅速に納税者ごとに正当な氏名が確認をされる、それによって名寄せも何らかの形で行われるといふことにいたしますにつきましては、これは今後まだ多くの検討を要する必要があるうと思います。いずれにいたしましても、税制調査会におきましては御議論いただいておりますが、且下のところ先ほど申しましたよなことが一応頭のすみにござりますけれども、今後さらにそういう点を詰めまして、具体的な方法に仕上げていきたい、というふうに考えるわけでありますが、その際には、いざれにいたしましても、税務当局以外の金融機関なり、あるいは行政官厅なりの御協力にまつところが非常に多いというふうに考える次第でござります。

時間が大分語まっていますので、簡単にやりますが、「一つは、配偶者控除の設立の趣旨は、昭和三十六年に、夫が勤けるのは、妻の家庭の切り盛りをして助けているからと、そういう趣旨で設立をされた、そういうことです。設立の当初の昭和三十六年には、扶養控除が五万円に対し、配偶者控除はその倍近い九万円です。四十一年は、扶養控除が六万円で、配偶者控除が十二万七千五百円、そういうようだに、倍近い差があつたわけでありますけれども、年々年々これが詰まつてきて、昭和五十年からは同額になつてきている。そうすると、最初の設立のときの、夫が勤けるのは、妻の家庭の切り盛りをして助けているからという設立の趣旨と、全くその趣旨と相反するような感じになつてしまつたわけですけれども、その理由はどういうわけですか。

○政府委員(山内宏君) 御指摘のように、基礎控除、配偶者控除、それから扶養控除、この三者の間におけるバランスといふのがかねがね問題になつてしまつたのは、御指摘のどおりでございます。まず、最初たとえは昭和三十年代のように課税最低限がかなり低い時期におきましては、なかなか思うようなバランスが組めなかつたわけでありますけれども、その際一番問題として強くわれわれの頭にありましたのは、本人の基礎控除とそれから奥さんの配偶者控除と、これをできるだけ早い時期に同額にするということで努力をしてまいりました。それが実現をすでにいたしております。その後、四十年代に入りまして、経済成長に応じて御指摘のように配偶者と扶養控除を同額としたわけでございます。四十九年度の答申においてそろそろふうにいたしたわけでございます。この点は、むしろ扶養親族の方がかなり余裕のある課税

おらない次第でございます。
○鈴木一弘君 同じような問題でございますけれども、現在共働きの夫婦がいると、その共働きの夫婦の場合の配偶者控除の適用は、どちらかが七万円以下、二十万プラス五十五万ですか、所得控除の、その七十万以下ならば控除が受けられるという、この七十万という所得制限の根拠は、二十万円プラス五十万円と、これはまあ二つでということはわかるんですけども、現在物価上昇がずっと続いていますね。そういうときにいつまでもこの七十万というものはどうかなという点ですね、その点当然引き上げるべきじゃないかと思うんですけれども、大体その七十万できた二十万と五十万の根拠と、それから現在引き上げるべきではないかということの二つについて、お答えをいただきたいと思います。

○政府委員(山内宏君) その二十万につきましては、御承知のとおり、これは何と申しますか、少額宥恕といふうな感じのものであるうかと思します。つまり、一銭一厘よりも別に所得がある人について一々申告させるということが、非常に執行上も困難でございますし、常識にも合わないということで、一応給与所得であるならば別途二十万、給与所得であるならば二十万の範囲内ならばその申告を要しないという意味での、申告を宥恕する制度であるうかと思います。それから一方五十五万は、これまたすでに十分御承知のとおり、給与所得控除の定額部分でございます。

この両者につきまして、もうそろそろ引き上げるべきではないかという御指摘でございますが、まあ給与所得控除につきましては、今回もわれわれの御提案をいたしております所得税法改正につきましては、お願ひいたしておりません。この分につきましては、例の二兆円減税の際に、かなり思い切った大幅な引き上げを全体としていたしまして、御指摘のようには、われわれは受け取つてございまして、御指摘のようには、われわれは受け取つてございました。

感覚合しないからいたしまして、現在折衷しておられますところの五十万円が、なお私どもいたしましては、これを直ちに引き上げねばならぬという感じを持たないからでございます。この点は、その給与所得控除が五十分という非常に大きな金額でもってその最低限を切つたものでございますから、それまでに比べまして独身に対する課税最低限と、二人以上の多人数世帯における課税最低限とのバランスが、従来に比べますとかなり独身世帯にとって有利な形にいまでもなっておりますので、そういう意味からいたしまして、ここしばらくの間はなお五十万について手をつける必要が、いま申しましたような世帯間のバランスから言いましても、ないのではないかというふうに考えるわけでござります。

○鈴木一弘君 らうとも優遇していないですよ。夫婦が共働きするときには、費用がよけいかかるわけです。たとえば子供の世話をしてもらわなければならない。その費用を払わなければならぬ。外食、被服、交際、そういうふうに必要以上に経費がかかっている。外国の例でも、アメリカでは十五歳以下の子供の保育料は妻の所得から差し引いて課税をするとか、あるいはスウェーデンは共働きで十五歳未満の子供がいる場合は、所得の少ない方の二五%はもう初めから控除しちゃうとか、イギリスでは所得の九分の七は控除されると、こういうふうになつてているわけですよ。だから、手厚くしているように言つますけれども、私はこれはちつとも手厚くないと思うんですね。そういうような例から考へても、これは二十万の五千万という考え方じゃなくて、別途の配意をすべきだらうとぼくは思うんですね。その点がどうかということ。

それから、時間が若干詰めてくれということで、もござりますので、租税特別措置法二十五条の三に青色申告控除のことがありますが、それが十万引いてくれるわけですね、あれ。この十万円、いつまで十万円にしておくんですかね。一生懸命納

税意欲に燃えるから青色決算で細かいことまで書いてやるわけでしょう。それがたった十万——十万でもないよりいいですけれども、もういいかげんにこれは倍くらいにしてもいいじゃないかという感じがするんですけれども、この二点お願ひしたいと思います。

○政府委員(山内宏君) 前者の点でございますが、この問題につきましては、共働きの家庭対一般の共働きではない家庭とのバランスの問題も一方ござりますし、他方、内職の形で、いわゆる給与所得にあらざる内職の形の人とのバランスの問題もござります。したがいまして、いま直ちにこの問題についていかよに計らうかというの是非常にむずかしい問題でございますが、少なくとも私どもいたしましてはやはりある程度その奥さんも所得があるという場合には、いずれかの段階で配偶者控除を切らざるを得ないわけでござりますので、その切る場所について七十万がいいのか、それがある時期において動かなければいかぬのかという問題に帰着をしようかと思います。そ

ういう趣旨でこれは今後一方、財政の許す範囲といふことを見ながら、他方、所得税制をどのように合理化をしていくかということとも相関連をして、今後勉強させていただきたいと思う次第でございます。

なお、その青色申告控除の十万円につきましては、これは確かにおりつしやるようだ、かなり長い期間十万円で据え置いておるわけでござりますけれども、これは他方、それ以後にいわゆるみなし法人課税といふ別の青色申告を助長する制度ができておりますので、この両者を相並べて考えていただきますと、必ずしも同じものをいつまでもやっておるということにもならないのではないかというふうに考える次第でござります。

○鈴木一弘君 時間がないから、もうできょうは留保しておきますけれども、質問は、ちょっとその青色の、すれ違い答弁です。で、夫婦の共働きの者も、七十万は別として、たとえば子供さん十五歳以下のある場合には、イギリスは九分の

七引いていますよと、そういうようなものの考え方ではないんですかと、こういうことだつてですかね。これは答弁も留保して結構でございますから、これで私はきょうは質問は終わりますけれども、改めて御答弁をいただきますから。

○渡辺武君 私は、最初に連結財務諸表による決算と税務の問題という点を一つ伺いたいと思うです。

この四月一日から始まる年度で、いよいよ連結財務諸表による決算が行われるということになるわけですが、最近新聞など見ておりますと、この連結財務諸表をつくるということが一つのきっかけになりました。たとえば盛んに新聞に書き立たれているあれは日立金属の子会社だった日本フェライト、あれが従来日立が三六%ぐらいの持ち株を持っていたのを一〇%程度に落としたやつだ、これが一つのきっかけで、事実上倒産状態に落ち込んでいるというような例も出ておりましたし、東芝が西芝電機ですか、あれの持ち株を四〇%以下に下げるとか等々、いろんな問題が起こっていると思うんです。これはやはり中小企業にとって大きな打撃になつてきているんじゃないかなと、特にそこに働いている労働者にとっては大変不安だろうと思っているんですが、こういうような実例、把握していらっしゃるかどうか、対策としてどういうことを考えていらっしゃるか、それを伺いたい。

○政府委員(安井誠君) いま先生お示しのようにな、連結財務諸表制度がことしの四月一日以降開始する事業年度から適用されることになるわけでございまして、実際に連結財務諸表が出てまいりますのは、来年の一番早くして三月期決算からになります。先生に申し上げるまでもないでありますけれども、連結財務諸表制度といふのは、一つの企業集団としての損益を明確にしますのは、つまり親会社だけを見ておりますと、たとえば子会社に対して押し込み販売と申しますが、親会社が思いのままになる子会社がございまして、そこに売り上げを立てまして、その子会社

のところでは滞留しておるわけありますけれども、親会社の段階では売り上げになる。で、親会

連結をする必要はないわけでございます。

で、企業の内容を少し見てみると、四十九年八月期に経常利益で二億四千八百万の赤字、それから五十年の八月期が十一億五千二百萬、それから五十一年の八月期が五億四千三百萬と、もう三

年で、投資者も非常に迷惑を受けたわけあります。そのために、この連結財務諸表、何年か議論を企業会議等でしていただきまして、親会

社と子会社をひつくるめたところで一つの企業成績を見ていこうと、この方が企業の実態を見ていくには非常に妥当である、国際的にもそういう慣行がだんだんできているわけでございます。したがいまして、私どもはこの連結財務諸表制度が進んでいくことが一番望ましいと思うんであります

が、いま先生お示しのように、幾つかのケースを新聞紙等で拝見しているわけでございます。したがいまして、私どもはこの連結財務諸表制度が進んでいくことが一番望ましいと思うんであります

が起因だとしておりますし、企業の方も言つておられるような口ぶりでありますけれども、私は、

こういう赤字企業が、何といいますか、この連結財務諸表の実施ということを、新聞等ではそれを利用しておられます日本フェライトの損益をそのまま日立金属の方へ反映させなければならぬ、という段階でないわけでありますから、むしろ直接にはどうも連結財務諸表の問題ではなく、

という感じを持つておるわけです。もともと赤字企業に対して親企業はどうするかというの、その経営政策の問題でありますまして、まして、この連結財務諸表制度の方から、これは困るということではなかつたわけであります。で、仮にもしこの日本フェライトが、五〇%超の完全連結財務諸表の対象にしなければならない、強制的にしなければならない会社であったとしたならば、逆に、こういう会社を日立金属の株主が知らずに、会社を抱えて計算してみたら、実は株の価格は非常に下がつたということを知らずに投資を大衆投資家がしている方がむしろ問題であつたんじやないか、そんな感触がしておるわけでございます。

○渡辺武君 とにかく業績の悪い子会社ですね、これについては、やっぱり親会社がある程度助けないと、そしてその業績を立て直すようにしてやる

というのが、これが普通の姿だらうと思うんですね。ところが、五〇%以上のつまり子会社、これがいいところはかき集めて、そして連結財務諸表の中に含めて、そしてその親企業の方は転換社債なり何なり株価対策上非常に有利な地位に立つ。ところが一方で、そういう条件をつくらんがために、業績の悪いやつはどんどん切つて捨てる

と、日本ファーライトが直接それに該当するかどうかはあなたもちょっと疑問があるような趣旨のことを言っておられましたが、一つ一つのケースをさればあれ理由がつくだろうと思うんだけれども、いまこの連結財務諸表をつくるという、まさに四月一日から出発だから、そういう準備ががつと進んでいる。こういう中で、こういう事例が幾つか出ているわけですね。三井物産が三井製糖の持ち株を減らすとか、九州製糖の持ち株を減らすとか、大体これは同じようなケースですよ。だから、なるほど親企業は有利だろうが、切り捨てられる中小企業の子会社の方、これはそのまま捨てていいですか、どうですか。その辯駁とか対策を考えていないです。

○渡辺武君 いずれこの問題さらに改めて質問したいと思います。
それで何したいのは、こういう連結財務諸表で決算が行われるという形になってきた場合、税務面からの対応はどうなっていますか。
○政府委員(山内宏君) 目下のところ特に考えておりません。
○渡辺武君 いすれ連結納稅申告制度ですね、そ
ういう方向に進むんじやないかと思われるんですね。
けれどもね、全然考えていないですか。
○政府委員(山内宏君) その辺につきましてはま
だ、もしそれを納稅——税制そのものに取り込んで
くるといたしますと、なお技術的にいろいろ解決し
なければならない問題があると思いますが、その
前に、そもそも連結決算制度というのは、やはり主
たる目的が投資家に対する正確な情報の提供と
いうことにあると思いますし、租税制度の方はい
ずれにいたしましても、きちっとした所得に対
するバランスのとれた課税ということでございま
して、租税制度の場合には、強いて連結申告制度
を取り入れませんでも、必要であるといった所
なるならば、たとえば同族法人の行為計算の否認と
いったような手だてもございますので、当面はこ
れを活用することによって十分その目的を達し得
るのでないかというふうに考えております。
○渡辺武君 もうすでに早くから連結財務諸表を
やっているアメリカとか、EC諸国、ここでは
どんな税制を採用していますか。
○政府委員(山内宏君) アメリカでは連結納稅を
選択することができる制度があるようでございま
す。ただいま詳細につきましてはなお十分に私ど
もも勉強いたしておりませんが、調べたところに
よりますと、一九四二年連結納稅制度を採用いた
しましたときには、その連結に伴う税額の減収を
補うという意味で特に二%の附加税を課されたと
いうふうに聞いております。

○渡辺武君 アメリカはECに入つておりませんから……。

○政府委員(山内宏君) 失礼、イギリスでござります。

○渡辺武君 それで特に伺いたい点は、EC諸国はいわゆる付加価値税を採用しているわけですね。連結財務決算になつてきますと、そうすると親会社と関連会社もしくは従属会社との間の取引ですね。これは一応なきものとして相殺されるという形になりますね。その場合はどうなんですか。付加価値税は各企業間の取引の場合はかかるんですか、かからぬのですか。

○政府委員(山内宏君) その辺のところもまだ十分調査したことございませんが、いずれにいたしましても、ECの場合の付加価値税は前段階控除でござりますので、そこは連結であつてもなくしても結局は同じ結果になる。つまりそういうグループから出でていきますときの売上代金と、そういうグループが仕入れますときの代金と、それそれにかかるております税額をお互いに引くという形になりますので、結果的には同じ負担になるのではないかと考えております。

○渡辺武君 いやグループ同士ではなくて、グループ内の企業間の取引はどうなるのか、付加価値税つくのかつかないのか。

○政府委員(山内宏君) グループ内で課税をされておるかどうかというのは、ちょっと私どもまだ勉強不足でございますので、もしグループ内で課税をいたしませんといったしますと、あるグループから他に売りますときの売上代金の一定割合に税金がかかりまして、その際に前段階として控除いたします税額はそのグループの一番、何と申しますか製造に近い段階、仕入れの一番先の方でござ

いますね。その一番最初の仕入れの段階におさまるところの仕入れ金額に対応する税額を控除するという形で、したがいまして、支払うべき税額と、控除すべき税額との幅が大きくなるという形で、そのグループが全体として付加価値税を払うということにならうと思います。それをもしグループの中でも各段階ごとに切つておりますても、結局合には変わりないであろうと思います。そのいずれをとっても集計をいたしますと、出口と入口の差ということになりますから、グループ全体の税負担は、EC型の付加価値税の形をとります場合には変わりないであろうと思います。そのいずれになると法人税の税収が落ちるんですか。

○渡辺武君 先ほど審議官、アメリカで連結納税申告制度を採用した場合に、法人税の、何といいますか税収が落ちるおそれがあつたので、二%の附加税をしたと。何で連結財務諸表を採用するようになると法人税の税収が落ちるんですか。

○政府委員(山内宏君) その辺のところは、抽象的に考えますとふえる要素もあれば減る要素もありますが、税収が落ちるおそれがあつたので、二%の附加税をしたと。何で連結財務諸表を採用するようになると親子会社間における仕切り価格の随意性と申しますか、比較的第三者に売るのしない場合でございますから、特定の利害関係者同士の譲渡でありますので、その間の売り値の仕切りがかなり隨意に決められる。それによって成績のいい会社の税負担を故意に下げるというふうなことが行われておったので、それを防止をするというのが連結申告制度を採用した一つの理由であるというふうに聞いております。

○渡辺武君 いずれ日本もこの五十二年度から連結財務諸表でやつしていくわけですね。それで大蔵省のいままでの引当金などについての議論を聞いておりまると、いや企業会計原則としてこれは認められた合理的なものだということで、引当金なかなか、たとえば引当率を下げるというような点についても頑強ですね。

で、今度企業会計原則で連結財務制度ということになりますと、税務、税制の方もそれに応じて

連結納税申告制度という方向へはくは不可避的に移っていくのじゃないかと、特に資本も国際化していくますからね。だから、その企業会計のやり方も外国並みに連結方式でやつていくということにならなくてはなりませんと、当然投資家はやっぱり、じきに税制もどうだということで、自分の国とある程度共通したような税制を求めてくるということもあるだらうと思うんですね。

で、それを即課税の基礎に取り入れるということは、私どもとしては目下のところ、全く考えておりません。

なお、アメリカとの関係でいろいろ御質問でございますけれども、私どもといたしましても、その辺をおつまびらかにしないところが多いわけでございますが、ひとつ強いて考えまするならば、連結決算をとる場合ととらない場合と比較いたしまして、連結決算をとった最初の年度におきましては、

は、御指摘のとおり、従来の老人扶養控除と同じ扱いにいたしたわけでござります。

○渡辺武君 それでせっかくの措置で、これは結構なことだと思ふんですけれども、もう一步進めて、これは年齢七十歳でしょう、それでやはりいま老人といふ場合、税法の方からいっても老人といふ場合は大体六十五歳というが一つの区切りになってしまいますね。ですから、年齢六十五歳ぐらいうままで引き下げるなどを検討する用意がないかといふ

が就業している率ですね、就業者の千人について四十五、六人いるんですよ。相日本本は老人が働きかなきやならぬような事態になつて、しかもそういう人たちほど、若いときに勤めていたときよりも給料が低いというのが多いんですね。定年退職で、後またほかへ勤めなきやならぬという場合が多いんですよ。だから、その奥さんですね、なるべくやっぱり特別に控除を多くするということが必要じゃないかと思います。三十五万円と、いう

もうすでにアメリカの実例ではつきりしているよう、連結財務諸表を採用した場合に、法人税の税収が落ちる危険がある。だから、アメリカは二%の付加税を乗せたんだというこの問題を重視しなきゃならぬじゃないかという感じがするんですね。特に関連会社の場合、これは五〇%以上の株を持つていてるのがグループの中に入ったと、しあらはおっしゃったように、五〇%以下二〇%以上というのは、いわば子会社としてこれは入れなくともいいというわけですね。入れてもいいということだと思うんですよ。しかし日本の場合ですると、株の二、三〇%持つておれば大体支配できるんですね。そういうところを利用して、そうしてその利益を隠すという道もいろいろ講じられる可能性があると思うんですね。それこれの危険性が十分ある。中期財政収支では、今後の曾税と、

ては、本来であればそのグループのメンバーの人から他へ売りました物について売り上げに足すべきところを、同じグループの中で売り買いしておりますならば、連結の場合はそれが売り上げに乗つかつてこないというふうな問題がござりますので、それは税収減殺要因になるんではなかろうかと思いますが、ただ、これは時期が少し後になりますると、当然グループからまた外へ出てまいりますから、その段階ではそうでない場合に比べて利益率が高い形で出てまいりますので、そこで取り戻しが行われるということで、その二%の部分がそれにきちっと該当するかどうかよくわかりませんが、私どもの考えますところでは、そういう意味での課税の遲延ということはあるのかもしれぬなどいう感じがいたしております。

なお、再三申しておりますように、私どもといしましては、今までこの車両販売をやめられ

○政府委員(山内宏君) その辺なかなかむずかしいところなんでござりますけれども、現在の区分けでは、自分自身が働いて所得を得ておりましてその人が老人であるという場合には六十五歳を境にいたしております。たとえば老年者控除でありますとか、老年者年金特別控除でありますとか、そういうものは六十五歳で切っておきます。それからいま御指摘のように、自分自身、その老人自身は所得の主体でなくて養われておる人、いわば社会福祉の一環というふうな性格のものにつきましては、御指摘のように七十歳で区切っておりまして、ただいまの老人扶養控除でありますとか老人配偶者控除がそれに属するという扱いをいたしておるわけでございます。それがどうしても対のものかということになりますと、なかなかむずかしい問題であります。

今度の措置は、私はそれなりに一步の前進だと思いますけれども、やはり年齢を奥さんの方も七十歳じゃなくて、六十五歳まで引き下げるというくらいにひとつ思い切って検討していただきたいと思います。どうですか、大臣どうですか、これは大臣答弁していただこう。

○政府委員(山内宏君) 御指摘ございますが、先ほども申しましたように、社会保障的なものはいずれも七十歳というところで、ひとつ何とか当面がまんを願えないかというのが私どもの気持ちでございます。税制の方がたとえば六十五歳になります、歳出の方の社会保障の点が七十歳というのもやはり何らかの形でのアンバランスじゃあるまいかというふうに考えます。

○渡辺武君 大臣いかがですか、大臣、もうばちばちそういう点考えて、いただく年齢じゃないか

ることをいっている。ところが一方で、まさに連結財務諸表でもつてグループを結成するような大企業の集団、これはむしろ法人税が税収減という形で、言ってみれば、企業側からいえば軽減されるというようなことになつたら、国民納得しませ

すかしいと思はずれどもいまはそういううとで、とにかく自分自身動ける人にとってみればまあ大体世の中の人が見てそろそろお年寄りになつて、若い人に比べるといろんな肉体的な障害が出てきて追加的費用が要りそうだというふうなところをどう見るか、それからそらうでなくして、社

○國務大臣（坊秀男君） 私はばちばらどころじや
ない、超過をいたしております。
それはそれといたしまして、年齢制限とか、年
齢によるけじめというものは、これはいろいろの
ものがござりますから、それだけ一つをとつてと

○政府委員(山内宏君) 先ほども申しますように、現在、連結決算制度を採用されましたのは、一つの目的は、やはり何と申しましても、投資家に対して正確な情報を提供するということにあると思いまして、連結決算書自身が現在のところ、なおいわば参考という形で世の中に出でるのだというふうに承知をしております。そういう段階

私、昭和五十年の三月二十七日のこの委員会で、老人配偶者控除ですね、これを老人扶養控除並みに引き上げてほしいという趣旨の質問をいたしました。恐らく、これが取り入れられて今回の税制改正の中で三十五万円まで控除が引き上がったということになっているんじゃないかと思うのです。この点、どうでしょうか。

会福祉的な意味合いで設けておりますもちろんの扱いは、他の社会保障制度の、これは歳出の方でござりますけれども、歳出の方の社会保障制度と數を合わせて七十歳ということにしておるといふうに御承知願いたいと思います。

○渡辺武君 せつからく大蔵省 敬老精神發揮してくれたんだから、もうちょっとやっぱりそこをがんばりして、大体いまは六十五歳以上の老年者

いうことをあさることながら、全部一遍これを見直して、いこうかと、七十と六十五でござりますよ、とにかくね。それを全部一遍見てみたらどうかと、ほかのまた制度もありますから、ほかの制度と税金との、何と申しますか、対照といったようなこと、一つだけるとというと、ちょっとここで何かぐあいが悪い、個々的じやますいと思ひますので……そういうことでござります。

は、御指摘のとおり、從来の老人扶養控除と同じ扱いにいたしたわけでござります。

○渡辺武君 それでせつかくの措置で、これは結構なことだと思はんですけれども、もう一歩進みて、これは年齢七十歳でしょう、それでやはりま老人といふ場合、税法の方からいっても老人といふ場合は大体六十五歳というのが一つの区切りになつてますね。ですから、年齢六十五歳ぐらいいまで引き下げるなどを検討する用意がないかどうか、これ伺いたい。

○政府委員(山内宏君) その辺なかなかむづかしいところなんでございますけれども、現在の区別けでは、自分自身が働いて所得を得ておりまして、その人が老人であるという場合には六十五歳を境にいたしております。たとえば老年者控除でありますとか、老年者年金特別控除でありますとか、そういうものは六十五歳で切っておられます。それからいま御指摘のように、自分自身、その老人自身は所得の主体でなくして養われておる人、いわば社会福祉の一環といふうな性格のものにましても、御指摘のように七十歳で区切つておりますと、だいまの老人扶養控除でありますとか、老人配偶者控除がそれに属するという扱いをいたしておるわけでございます。それがどうしても対のものかということになりますと、なかなかわざわざしいと思はりますけれども、いまはそういうことで、とにかく自分自身働ける人にとってみればまあ大体世の中の人が見てそろそろお年寄りになつて、若い人に比べるといろんな肉体的な障害が出てきて追加的費用が要りそうだといふうなところをどう見るか、それからそうでなくて、社会福祉的な意味合いで設けておりますもろもろの扱いは、他の社会保障制度の、これは歳出の方でござりますけれども、歳出の方の社会保障制度と數を合わせて七十歳ということにしておるといふうに御承知願いたいと存じます。

が就業している率ですね、就業者の千人について四十五、六人いるんですよ。相当日本は老人が働ききらぬような事態になって、しかもそういった人たちほど、若いときに勤めていたときよりも給料が低いというのが多いんですね。定年退職で、後まではかへ勤めなきをならぬという場合が多いんですよ。だから、その奥さんですね、なるべくやつぱり特別に控除を多くするということが必要じゃないかと思いますな。三十五万円といいます。今度の措置は、私はそれなりに一步の前進だと思いますけれども、やはり年齢を奥さんの方も七十歳じゃなくて、六十五歳まで引き下げるというくらいにひとつ思い切って検討していただきたいと思います。どうですか、大臣どうですか、これは大臣答弁していただこう。

○政府委員(山内宏著) 御指摘でございますが、先ほども申しましたように、社会保障的なものはいずれも七十歳というところで、ひとつ何とか当面がまんを願えないかというのが私どもの気持ちでございます。税制の方がたとえば六十五歳になり、歳出の方の社会保障の点が七十歳というのもやはり何らかの形でのアンバランスじゃあるまいかというふうに考えます。

○渡辺武君 大臣いかがですか、大臣、もうばちばちそういう点考えて、ただく年齢じゃないかと……。

○国務大臣(坊秀男君) 私はばらばらどころじやない、超過をいたしております。

それはそれといたしまして、年齢制限とか、年齢によるけじめというのは、これはいろいろのものがござりますから、それだけ一つをとつてということともざることながら、全部一遍これを見直していくとか、七十と六十五でござりますよ、とにかくね。それを全部一遍見てみたらどうかと、ほかのまた制度もありますから、ほかの制度と税金との、何と申しますか、対照といったようなこと、一つだけると、ちよとここで何かぐあいが悪い、個々的じやまざいと思ひますので……そういうことでござります。

つとしてこの不作為の増税をとったということは適切だったんだろうか。今年度は物価調整減税を御提案でありましたけれども、昨年度は見送っちゃった。それを着目しながらいまお尋ねをしてるのであります。もちろんいろいろな政策手段を絡めてがまんしてもらえるかどうかじっくり、不作為な増税なんですよということと、その増税手段というものは累進の裏返しですから、適切な手段と言えるんだろうか、その点については簡潔なお答えで結構ですが、いかがですか。

○政府委員(山内宏君) その点につきましては、毎年毎年きっちりとその区分けをしなければいかぬものかどうかということにかかると思いまが、私どもいたしましては、きょうの星に私どもの局長がお答えを申ししております。しかしながらある程度の期間をとつてみれば、その辺のところは十分な物価調整減税もやつておるという前提に立ってお答えを申し上げておるわけござります。

態が最も正しいという前提をお立てになりますならば、それ以後五十年分に物価調整減税をやらなかつたといふ点については、いま御指摘のような結果が起つておるんだどうと思ひます。しかしながら、しかばいつの累進の形が最も理想的であるのかということは、これはいろいろ御議論があつて、恐らくなかなか帰一しないと思ひますが、少なくとも過去十年ぐらいを取り出してみると、その累進の形というものはだんだんきついために移つてきておるのは事実であるうと思ひます。つまり課税最低限の引き上げを逐次行つてしまひましたから、それに相応じまして、たとえば二兆円減税のときにはある程度税率を直させていただきましたが、それがない限りは、だんだん累進がきつくなるというかこうを示してゐるだらうと思ひますので、その中にある特定の時期だけの税負担額をということになりますと、それに比較をいたしまするならば、それは累進が悪くなつたといふ御指摘であるうかと思ひますが、私の申し上げておりますのは、それよりもつと前のたとえば昭和四十年ごろから比べて一体どういふうになつてゐるかということを、期間を長くごらんをいただきますと、たとえば一年物価調整減税やらなかつたからと、そういう意味で、決して喜ぶべきことであるとも思ひませんけれども、がまんをするならば、それほど目立つてひどい形になるんではないんじやないかということを申し上げたわけでございます。そういう趣旨なんあります。

○栗林卓司君 同じやりとりでは仕方がありませんから、別な聞き方します。
大臣にもお尋ねしたいんですけれども、結局この問題というのは、言い方をかえますと、所得税におけるインデクセーションの導入といふかえてもんまり間違はないかもしません。そのときにはどの程度の物価上昇ならインデクセーションの対象にするかという議論と、実際問題としては

な結果が起つておるんだどうと思ひます。しかしながら、しかばいつの累進の形が最も理想的であるのかといふことは、これはいろいろ御議論があつて、恐らくなかなか帰一しないと思ひますが、少なくとも過去十年ぐらいを取り出してみてみると、その累進の形というものはだんだんきついカーブに移つてきておるのは事実であるうと思ひます。つまり課税最低限の引き上げを逐次行つてしまひましたから、それに相応じまして、たとえば二兆円減税のときにはある程度税率を直させていただきましたが、それがない限りは、だんだん累進がきつくなるというかこうを示してゐるだらうと思ひますが、この二つの点だけをお尋ねしておきます。

○政府委員(山内宏君)

その最初の点のインデク

セーションの点から申し上げますと、従来やつてまいりました物価調整減税は、あくまでも課税最低限だけのインデクセーションでございまして、税率区分のところにインデクセーションいたしておらないわけで、委員も十分御承知のとおりですが、そのきちっとした物価調整減税、率などおりの。これをやるといたしまするならば、これはむしろもう少し税率の段階についてまで調整をやらなければならぬと思いますが、その辺のところは実は從来われわれはやっておらない。やっておりませんのは、やはり一番所得の課税階層の中で低いところについては、非常にきちっとした物価調整減税をやりますが、所得の高い階層については、そこはある程度がまんをしていただいて、実質負担増をお願いしてまいったというのが歴史的な意味での物価インデクセーションではないといふことを申し上げておきたいと思います。

○栗林卓司君 後段の部分の、インデクセーショ

ンという考え方をすると、何%が目安になりますかといふ、腰だめのことですが、結構大切な話だと思いますので伺つておるのであります。

○栗林卓司君 同じやりとりでは仕方がありませんから、別な聞き方します。
大臣にもお尋ねしたいんですけれども、結局この問題というのは、言い方をかえますと、所得税におけるインデクセーションの導入といふかえてもんまり間違はないかもしません。そのときにはどの程度の物価上昇ならインデクセーションの対象にするかといふ議論と、実際問題としては

この間うちから話ををしていて、これからすごく社会保険料あるいは税率などで負担が何年かの間にきつくなっていくというような話になつたんですね。そのときに、要するに、家がある人あるいは安い家に、社宅とかいろいろあるでしょうけれども、とにかく安い家に住んでる人は、家賃のいわゆる収入に占める比率が人によって違うから、低い場合はそれほど痛くないんじやないか。だけれども、高い家賃を払わなければならないところに住んでいると、これはほしいぶん違う。極端な話が、社宅に住んでいる人といふのは一万円以下でもって並みの家に住んでいられるわけです。しかし、おれの場合は社宅がないから、おれの会社は社宅がないから、家賃を、結局は四万円だ五万円だ負担している。こうなるとすいぶん負担感が違つてくるんで、この辺のことを人によつて平均値で十把一からげにやられると、すいぶん不公平だなという話が出てきたんですよ。それはその個人の環境までも税の面であれこれやれないのは、これはやむを得ないと思ふんですが。

そこでひとつ考えたのは、大臣にこれから御意見伺いたいんですが、社会保険料の負担あるいは税負担などは今後きつくなる方向にいつた場合に、それでも耐えられるそういう人たちと、それから家賃が高くて、もっと安い家賃ならまだしも、こんなに家賃の方の負担がすごいので、これはちょっと耐えられないといふ層が当然出てくるんじやないかと、こういうふうに感じたんですよ。それで、具体的にいろいろ調べてみたんですが、そこで調べてわかつた範囲のことを、これから徐々にお話して御意見を伺いたいんですが、ちょっとわかりにくいかもしれないんですけども、そんなふうなお感じ持たれませんか、どうでしょうか。

○政府委員(山内宏君) いまのお話でまず感じまることは、第一点は、同じような質の住宅でありながら社宅である場合と、それから民間借家に入っている場合とで大変負担が違うという点に関連をしてのお話だらうかと思ひます。

その点につきましては、税法の本来の姿から考
えますると、やはり市価で五万円するような住宅
を、たとえば五千円で入居させると、ほかに特段
の負担がないというふうな場合でございますと、
その四万五千円については経済的利益があつたと
いうことで課税をしなければならぬわけでござい
ますし、本法の規定はそういうふうになつておる
わけでございます。ただ、そういうふうにいたし
ますことは、これはサラリーマンに対して非常に
いいわば実情に合わない課税をいたすことになると
いう御意見もありまして、特別措置としてそういう
場合には課税を御遠慮申し上げておるという
が実情でございます。

したがいまして、いまのお話は、サラリーマン

はそれほどかわいそうではないんではないかと、五万円のものを五千円で借りておるんだからそこ

はやくはりもう少し税金をとてもらひんではない
いのかといふうな御質問であるのか、あるいは
五万円出しておる人がかわいそうちだら何とかま
けてやれど、こういうお話をあなたが、いすれば
と思いますが、後者の場合ということに相なります
すると、これは逆にいわゆるその生活費について
何らかの形で税金上めんどうを見るということだと
相なります。基本的にには、しかしながらわれわれ
のたてまえはそうではなくて、やはり基準的な生
計費については課税最低限でカバーをされておる
んだと、それ以上のせいたくな支出しに関してしまして
は、これは当然税金を払った後の可処分所得でカ
バーをしていただくということでありませんと、
所得税体系そのものが崩れるという気持を持つ

たない会社とかいっぱいありますからね。でも、この運の悪さでもって四万五千円分だけ負担していいわけですけれども、この人たちについて税の面でめんどうを見る方向は考えられないのかということで、極端に言えば家賃控除みたいなもんですか。というのは、そういうのを——もちろん額なんかは大したことないと思うんですけども、やはり気持ちとしても、そこまでめんどうを見ているというのはちょっと言い方変ですがね、そこまで考えててくれていると、う姿勢は今後大事じゃないかと思う。なぜならば、やはり住宅政策というのは広い意味の福祉の一環ですね。家持ちたいけれども家が持てないと、うわけですから、なら高価な家賃に住むことない、安い家賃でもいいって、そういうもいきませんで、現実にはなかなか安い家賃はない。

そこで、ぼくはいろいろ考えましたけれども、平均月収で、総理府とか建設省とかいろんなところの資料がみんなそれぞれはらばらなのを全部総合して考えてみたんですが、平均月収に家賃の占める割合というのが、公団の場合で、このごろ高くなりましたから、家賃が一割五分ぐらいの平均なんですね。それから社宅や何かは五分なんです。ね。これは公務員のも、それから社宅も入れてね。安いのをとったんではなくて、中間をとったんですね。ですから、決して不公平な数字をわざわざ並べたわけじゃないんですね。ところが民間の場合には、これは便利なところに住む、それから都心から二時間のところに住むというようなことでまで一々勘定に入れたら、東京と地方都市と違いますから、実にここは大きっぽな言い方ですけれども、二割から約三割ぐらいになっちゃうんですね。これ、いまの五万円の例でもわかると思うんですね。これが、いまの五万円の例でもわかると思うんですねが。

そうすると、これ今後いろんな負担がかかるとしても、初めから住居費で月給の二、三割を持ついかれるという人と、五分ぐらいで済む人といふのは、これはえらい差になってきているようになりますよ。今後税負担、社会保険料負担その

他が上がれば、この差とくらものは果たして耐えられるかどうかということから、ぼくは家賃控除みたいなものがある程度考へないとおかしいと思う。住宅取得控除があつて、これはどんどん新しい家を建ててほしいという政策上の問題だからそれはそれでわかる。しかし、今度は運、不運みたいなもので、運がよければ安いところへ入れる。ちょっと運が悪くてあるいは会社の都合で全然運がかかるかどうか、あるいは納得させることができるとかどうかということを考え、やはりこれはおいて、さて果たして今後のきつくなる保険料負担や税負担を平均値でもつて押しつけることができるかどうか、あるいは納得させることができるとかどうかということを考え、やはりこれが住宅手当が一万円ぐらいは出るところの方が普通なんですかけれども、余りにも社宅に住んでいる人と民間のマンションあるいは借家に住んでいる人は差があり過ぎるんじゃない。これは所得税の体系が崩れるから、といつて、すぱっと切るのだから、ほかにもずいぶんいろいろな名目のものがありますけれども、どうでしようか、こういううち向というのは全く問題にならないかどうか、それがお聞きしたいんですけれども、大臣いかがですか

○政府委員(山内宏君) 特別措置としてそういう方向は考えられないかという御質問かと存じますけれども、そういうことではありますけれども、どうでしようか、こういううちにはり住宅対策と申しますか、国民の住居を確保するというのが、そのほかのいろんな政策を犠牲にしてでも最優先的にやるべき問題であるということになることが、まず第一点の必要な前提であるかと思います。

それともう一つは、そもそも事柄がそれほど緊急を要するものでありますならば、たとえば国税の納税者についてはその分はまけてやるけれども、國税を納税していない人にはまけなくてもしれないのかという問題が次に出てくる問題であるううと思います。所得税を使って、その点の控除をうといふことは、当然、委員の御承知のとおり納税者についてだけしかきしません制度でございまから、そういうやり方で、その前提となるこ

るの第一に緊急な政策課題をカバーするのは、政策手段としてもいかがであろうかというふうに考へるのですから、いまの課税最低限以下の人たちの問題が一つと、それからもう一つは、要するに住宅政策などの面もあるんですけれども、ですから、ぼくはそういう方向が全然問題にならないのかどうかという点で、さっき言った若い二十代、三十代の人たちと話しますと、家が持てる希望がないわけですね、あんまり。そうすると、そういう人たちにとっては、結局ずっと家賃を払い続けていかなきゃならないわけですね。そうすると家賃の負担とというのがそのすごくつきついということですが、もう実感でひしひしとこうなつてゐるわけです。そういう人たちに、要するに、それは数からいってどのくらいかと言われても、何かどこの資料もみんなないまいでして、総理府の勤労世帯の平均月取とか、あるいはそれから家賃調査の住宅費の負担率とか、もうそれそれがみんな違いますので、ぼくも一考してこうすべきだと、いうところまでは、技術論もあるでしようし、なかなかわからないんですよ。ですからとも、これからずつと家賃を払い続けていかなきゃならぬといふ。家賃はどんどん高くなる一方だという前提で、この負担感というものを考えた場合に、何か、何にもしないで、いろいろな支障があるからと言つてはほっぽつちやうと、さてこの次に税の増税の問題、それから社会保険の問題、負担率がきづくなれるということを考え、ちょっと可処分所得、生計費はますます狹められていくという不安を持つてゐるわけですから、現実としてそななると思うんですね。

かく住宅取得控除とかあるんですから、これとは本質的には違うけれども、やはり住宅についての一種の恩典であることは確かだから、何か考えられる、あるいは少なくともその方向が全然問題にならぬということは冷た過ぎるような気がしてい

る。で、大臣に御意見を伺うんです。時間が来ま

したからこれを一応最後にしますけれども。

○國務大臣(坊秀男君) 大変ユニークな御意見でござりますが、どうでしようか、人間が生活していくのにどうしたって要る経費というのがまず、衣、食、住、この三つだと考えます。衣、食、住について、その生活していく個人個人によつて衣を非常にこれを尊重する、食を尊重する、住を尊重するというふうに、これは私は違うと思うんですよ。そういったような場合に、住なら住、衣なら衣というものにかかる経費というものを、これを引つ張り出してきて、そして税をかけるに際しまして、あるいはそれに要つた金を所得から控除するとかと、こう引つ張り出してきてやると、それは、衣もやつたらどうだ、衣もやるなら食もというふうに、私、素人考えですよ、そういったようなことになることもあるし、それからまた、野末さんは、運の悪いやつが高い住宅に仕方なしに入らされて住宅費に、家賃を払わされておるという、それが多いでしょ、いまの生活の中には。

しかし、必ずしもそうでない。と申しますことは、住というものを非常にこれ大事がる人、これはひとつ、おれは月給少ないけれども、せめて住まいだけはひとつ、ほかのものを始末してでも住の方へ金をかけたいという人もないことはない。そういったような人は、これは必ずしも運、不運でもない。その人の御希望によってそういうことにしておる人が必ずしもないというわけではない。というよくなきときに、とにかく住にこれに金をかけたならば、これは税の控除の対象になると、いつたようなことも、これはあり得る。税だと、税によらず法律といふものは、これは人間のできだけ多くの人たちの共通の、何と申しますか必

要と申しますが、共通の最大公約数といいますかね、そういうたよなものは、法律といふものは普遍的なものを基準として法律が決められるといふことから考えますと、その生活の中の住だけを

とって、そうしてこれに對して恩恵を与える、決

して悪いことじやないんですよ。いま、大変私は多いと思うんです。そういうような目に合つて、

住のために苦労している人が多いと思いますけれども、それをやつておりますと、いまは

そう、いまは、ところがやがて今度そういうこと

ではないようになつてくるということを考えられ

るということから考えますと、野末さんが、これ

おっしゃつたから私も素人考えでございますけ

れども、それを申し上げておるのですが、そ

うようなことから考えますと、これは少しきな

り結論を出さずに考えてみる必要があるんじやな

いかと、どうするか、こうするかといふようなこ

とを。そういうようなことがちょっと頭へ浮かん

できたものですから。そこで素人考えです、何も

大蔵省で相談したことでも何でもありません、こ

れは、私がいまちあつと浮かんできたことを申

上げたような次第でございますから。

以上でございます。

○和田静夫君 「外野のセリフも財政当局のセリ

フも、要するに明治初年と今日とでは少しも変り

しあり、必ずしもそうでない。と申しますこと

は、住というものを非常にこれ大事がる人、これ

はひとつ、おれは月給少ないけれども、せめて住

まいだけはひとつ、ほかのものを始末してでも住

の方へ金をかけたいという人もないことはない。

そういったような人は、これは必ずしも運、不運

でもない。その人の御希望によってそういうこと

にしておる人が必ずしもないというわけではな

い。というよくなきときに、とにかく住にこれに金

をかけたならば、これは税の控除の対象になると

いつたようなことも、これはあり得る。税だと、

税によらず法律といふものは、これは人間のでき

だけ多くの人たちの共通の、何と申しますか必

要を云われる。しかし、それは、この長い歴史の中

におこつた大戦争と大インフレといふ教訓を忘れてしまふのでなければ肯定できないセリフです。」

大蔵大臣お読みになりましたか。

○國務大臣(坊秀男君) いや、まだ読んでおりま

せん。

○和田静夫君 これは、大蔵省広報室長櫻沢恭助

氏が「ファインアンス」、大蔵省の広報誌に書いてい

る文言なんですよ。ここで言う「外野のセリフ」

とは国会を指しています。したがつて、今度の予

算修正の行為といふのは、国会におけるところの

国会議員の者たちが結果的には国を誤らせる。

こういう状態であるということをこう書いているわ

けです、前後を読めば、この責任はどうされます

か。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま申し上げましたとおり、まだ私は読んでおりません。しさうに読んでみたいと思つております。

○和田静夫君 そして「本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人

的見解であることをお断りしておきます。」こうなつてゐるのです。しかし、これは大蔵省が持つておる予算の中で発行されている。国民の税金で

もつて発行されている。他の民間の諸雑誌にお書

きになつたのならば私は黙過するでしょ。し

かしながら、少なくとも広報誌に、広報室長なる

者が、国会に対しても最大の侮辱をこういう文言で表現をされる、これはもう許しておくことができません。大蔵大臣、お読みになつて、明日午後、実は議事運営委員会が開かれますから、それまで間に間に合うように、私にこの処置について明らかにしていただきたい。よろしいですか。

○國務大臣(坊秀男君) 読みまして、いまお読み

になつたことは私が聞きいたしましたけれども、

全体を読みまして、これは私一人でもつてどうと

いふこともできませんし、最後は私の責任でござりますけれども、これはやっぱり相談したりするところもござりますから、そういうことでともか

くその結果を御報告申し上げます。

○和田静夫君 時間が大変制約されましたから、

概略的に一、二の問題を質問いたしますが、この五十二年度予算是国会で所得税減税の追加などが行われた。いま読み上げたような大蔵当局におけるもう官僚独善的な批判は批判としてあるとしても、あるが、これは政府の所得税減税に対する熱意がきわめて不十分な点に原因していた、そういう点多いと思つます。もともと五十二年度予算の編成に当たつては、国債依存度を抑える一方、景気対策として公共事業支出を拡大するという、そういうむずかしい状況に置かれていたわけありますが、結局、国債依存度は、地方債に転嫁されたものを得税減税も政府案では実質的には増税となる、こうきわめて小幅なものにとどめられていました。つまり公共事業支出に重点の置かれた予算であります。そういうふうに思いますが、こういう状況は五十二年度にとどまらずに、今後も続くと予想されますし、事実、改定された財政収支試算においても、国民所得比、平均三%程度の上昇を見込んでおります。そこで、この試算程度の範囲で、所得

考えると、実質的には低下していない。そして所

得税減税も政府案では実質的には増税となる、こ

た一番大きな問題であるうと思ひますし、今後引き続いて税制調査会にも御議論願ひますし、その結果をもつてまた国会の御判断をいただくことになるうと思いますが、まあそういう状態でございまますので、この中で所得税がいかなる割りを占めるかというのも含めまして今後の御議論の対象かと存します。またそういう意味で所得税について物価調整減税も含めてどういうふうにするかという問題もあわせましたところで、私どもといたしましては、今後さらに掘り下げた議論をさしていただきたいというふうに考えておるわけでござい

○和田静夫君 重ねて伺いますが、この景気回復による税収の増やし、新税などの増収がなかつたならば所得税に負担の増大を求めるを得ないと、そういうお考えですね。

○政府委員(山内宏君) 先ほど申しましたように、三十五兆五千というものは根拠のないわば数字でござりますが、まあ私どもが大きさばに税収を推測をいたします場合に、租税弹性係数といふものを使っております。御承知のとおり、これは税収の伸び率とそれからGNPの伸び率との相關関係を示した数字でございますが、まあ從来の実績によりますと、大体これ、まあいろいろ年によりますと、GNPの動き方によつて数字が違つてしまりますけれども、まあ、たとえば過去十年間をとつてみますと一・三五でありますし、過去五年間をとつてみますとそれが一・三九という数字になります。今後まあGNPの伸び方が落ちついてまいりますと、まあ過去における高度成長のときの弹性係数ほどの伸びは恐らく期待できないと思ひます。これがまあ仮に一・三で伸ばしてみますと、この三十五兆五千億という数字はその間増減税を一切やしませんでも、三十兆程度にとどまりますので、そういう場合には五兆余りの不足が出るといふ。そういうものはやはり何かの形において増税措置を講じませんことには、先ほど申しましたような政策命題が達成できない、こういうことに

○和田静夫君 この給与所得者についての課税最
低限の引き上げ率をずっと見てみますと、きょう
数字でここでもらうことにしてしまったけれど
も、時間がありませんから、私の数字が間違つて
おれば指摘してもらえばいいですが、四十年を一
とすれば四十五年が一・八六、五十年が三・八六、
実質は四十年が一・四五年が一・四三、五十年
が一・七二、名目的には大幅に上昇していますが、
実質の引き上げ率は四十年から一・七二倍、五十
一年にはこれより低下して一・五八倍、この数字
は決して高いとは思えませんが、いかがでしょう。
○政府委員(山内宏君) いま御指摘の数字は、消
費者物価の引き上げを加味をいたしました実質的
課税最低限の上がり率を御指摘いただいたと思
いますが、まあ私どもいたしましては、やはり過
去高度成長がありましたけれども、その中でやは
りいろいろな点で物価調整減税以上に課税最低限
を引き上げることに御同意をいただきまして、い
ま御指摘のような形になつておる、つまり実質的
に課税最低限がかなり上がつておるというふうに
理解をいたしております。この点はわが国だけで
は何でござりますけれども、主要諸外国との比較
で見ましても、これはかなり高い数字でございま
すので、そういう意味からいたしますれば、まあ
もちろん高いにこしたことはないわけであります
けれども、最近の財政状態から見ればますます満
足すべきものではなかろうかといふうに私ども
は考えておる次第でございます。

いふことを、もう少し明らかにすべきだと思つゝの
です。大臣、そうお思いになりませんか。
○政府委員(山内宏君) 機械的に何らかの特定の
指標にリンクをすると、いうやり方も確かに御指摘
のとおりでございます。そういう制度をとってお
る国も中にはあるといふふうに承知をいたしてお
りますが、そういうふうなことをやることにより
まして、やはりかなりの程度に財政の、何と申し
ますか、財政に対して硬直的な要因を持ち込むと
いうことも他方言えようかと思います。そういう
意味合いで、また私どもといだしましてはやはり
その物価調整減税の幅を決めます際には、やはり
その年その年の財政状況も考え合わせつつ決めて
いく方が実質的なんではあるまいかという感じを
持っておりますし、事実そういうふうな形をやり
ながらも、先ほど御指摘のように、決してそれほど
低い引き上げ率でない状態を確保してきており
ますわけでござりますので、そういうやり方もや
り方として一つの方法であらうかというふうに考
えるわけであります。

いう意味合いで、お説のようく貯蓄奨励というものの性格もかなり変わってきておるのは事実でありますと、これはまた現在のような貯蓄の場合に、その本名を必ずしも明らかにしない、そういう制度が整っていない段階のもとでありますことは、結局なかなかその実質的な公平を確保しがたい。その辺についてかなり執行当局といたしましては、自信がないというふうな状態がござります。そういう点がござりますので、われわれもいたしましては、やはりその税制調査会の答申にもありますように、今後五十五年までの間に何らかの形で総合課税へ持ち込めるような仕組みをひとつぜひ考えてみたい。その期間的な余裕をいたしましておりますわけでございますので、そういう形で御提案をさせていただいておりますので、ぜひその期間を有効に利用させていただいて、何らかの形で具体案をつくり出してみたいというふうに考えておる次第でございます。

○和田幹夫君 仮に突然この総合課税に切りかえることがいま言われるよう影響が大き過ぎるとして、それでは改定案のこの措置の期限の終わる五十六年には、確実に総合課税に大臣移しますか。

○国務大臣（坊秀男君） 確実にするかといふ御質問でございますが、できる限りそういう方向に努力をしてまいりたいと、かようになります。

○和田幹夫君 この税調の答申でも、「利子・配当所得を把握する体制」について言及をしている。で、今までそういう体制が進んでるとは思えないんですが、仮にやるとすれば、総背番号制のような形で、金融機関同士をオンラインで結ぶというようなことになってしまふ。こんなことはどういふ不可能だ、可能なことではない。ところで、源泉分離課税を選択した方が有利になる場合といふのは、この五十一年度の改正案によれば、利子・配当所得を含んで課税所得がそれそれ幾ら以上の人がといふと、これもまあ言つてもらうことにして

ておりましたが、質問通告では。もう時間がありませんから、五十一年利子所得で五百萬、それから配当所得で一千万超す。いいですね。端的に言つてそれだけの所得がある人は、富裕な階層の人たちなんでしょう。そして、そういう人たちのために特別の措置でもつて優遇すること、これは大臣一体どうしたことなんですか。

○政府委員(山内宏君) まさにそういう御批判がありでございますし、そういう御批判にござつて、何とか総合課税への道を研究いたしたいといたします。

○和田静夫君 配当所得について、ある試算によりますと、課税最低限は四百四十万円、給与所得の課税最低限の二倍以上になつてゐる。これは余りにも不公平であると考えざるを得ないんですが、しかもことしだけでなく、毎年三倍以上も開いていた年がある。これもまた金持ち優遇で納得できないわけです。まず、こういう金持ちへの優遇措置が残つていいことがわれわれには納得ができないわけです。まず、金持ち優遇で納得

する段階におきまして法人税として、あるいは法人税として別途二百九十万程度の税金を払つておる、それをいかように評価をするかということをございます。

いま御指摘のように、それはそもそも株主個人の負担ではないのだから、そういうものを考える必要がないのだという立場をございますし、他方、それはやはり株として配当を受け取つた段階で法人が払つておるのだから、その法人税というものは、いわば所得税の前払い式なものであるから、それもやはり考慮に入れた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もございます。この両方の御意見は、非常にむずかしい問題でございまして、現在の税制調査会でも御議論いただいておりますが、一方、世界の情勢を見ましても、そ

の二つの考え方のいずれの方へつきますか、時期により、国によつていろいろ変転をしておりま

せよと言つていますね。これに對して日弁連はまだ完全に実施されているとは言えない」と述べています。この点はいまどうお考えですか。これもこれからですか。

○説明員(副島有年君) お答えいたします。四十四年の審議会答申に基づきまして、それ以後今日までこの自賠責の運用益については明確に区分経理をしております。

○和田静夫君 この運用益の使途を決める法令の根拠ですが、これは何ですか。

○説明員(副島有年君) 自賠責の滞留資金の運用益につきましては、自賠責の法律の定めるいわゆるノーロス・ノーブロフィットという原則の趣旨にのつとりまして、自賠責の審議会の答申に従つて現在運営をしているわけでございます。法令上の根拠につきましては、自賠責の三十一条以下の条文で、自賠責保険に関する重要事項を審議する権限を有するいわゆる自賠責審議会の定めた支出方針に従つて、これを大蔵省が指導監督をして運営をしているという状況でございます。ただ、先生御指摘のようだ、この資金は法的には保険会社の帰属となつております資金でございまして、その辺に保険会社の一応形式的には運営という形をとらざるを得ない現状でございます。

○和田静夫君 この運用益の使途は、かつては大蔵省の保険部長あるいは保険二課長を顧問として、それには損保会社によって構成されていた運

委員会が決めていたようですね。現在の委員名及び肩書きですね、これはもうきょう時間がありませんから、後で出してください。私にください。

○説明員(副島有年君) 自賠責の保険料率は、保険金の支払いに充てられるべきいわゆる純保険部分と、保険会社等の経費に充てられる部分、いわ

りますけれども、そういう人々は別途配当を受け取つておる段階におきまして法人税としてあるいは法人税として別途二百九十万程度の税金を払つておる、それをいかように評価をするかということをございます。

○和田静夫君 配当所得について、ある試算によりますと、課税最低限は四百四十万円、給与所得の課税最低限の二倍以上になつてゐる。これは余りにも不公平であると考えざるを得ないんですが、しかもことしだけでなく、毎年三倍以上も開いていた年がある。これもまた金持ち優遇で納得できないわけです。まず、金持ちへの優遇措置が残つていいことがわれわれには納得ができないわけです。まず、金持ち優遇で納得

する段階におきまして法人税として別途二百九十万程度の税金を払つておるのだから、その法人税といふのは、いわば所得税の前払い式なものであるから、それもやはり考慮に入れた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もございます。この両方の御意見は、非常にむずかしい問題でございまして、現在の税制調査会でも御議論いただいておりますが、一方、世界の情勢を見ましても、そ

の二つの考え方のいずれの方へつきますか、時期により、国によつていろいろ変転をしておりまして、現在の税制調査会でも御議論いただいておりますが、一方、それはやはり株として配当を受け取つた段階で法人が払つておるのだから、その法人税といふのは、いわば所得税の前払い式なものであるから、それもやはり考慮に入れた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もござつても、その点はやはり考慮に入れられた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もござつても、他

方、それはやはり株として配当を受け取つた段階で法人が払つておるのだから、その法人税といふのは、いわば所得税の前払い式なものであるから、それもやはり考慮に入れられた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もござつても、他

方、それはやはり株として配当を受け取つた段階で法人が払つておるのだから、その法人税といふのは、いわば所得税の前払い式のものであるから、それもやはり考慮に入れられた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もござつても、他

方、それはやはり株として配当を受け取つた段階で法人が払つておるのだから、その法人税といふのは、いわば所得税の前払い式のものであるから、それもやはり考慮に入れられた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もござつても、他

方、それはやはり株として配当を受け取つた段階で法人が払つておるのだから、その法人税といふのは、いわば所得税の前払い式のものであるから、それもやはり考慮に入れられた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もござつても、他

方、それはやはり株として配当を受け取つた段階で法人が払つておるのだから、その法人税といふのは、いわば所得税の前払い式のものであるから、それもやはり考慮に入れられた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もござつても、他

方、それはやはり株として配当を受け取つた段階で法人が払つておるのだから、その法人税といふのは、いわば所得税の前払い式のものであるから、それもやはり考慮に入れられた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もござつても、他

方、それはやはり株として配当を受け取つた段階で法人が払つておるのだから、その法人税といふのは、いわば所得税の前払い式のものであるから、それもやはり考慮に入れられた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もござつても、他

方、それはやはり株として配当を受け取つた段階で法人が払つておるのだから、その法人税といふのは、いわば所得税の前払い式のものであるから、それもやはり考慮に入れられた上で所得税負担を考えなければならぬという御意見もござつても、他

ゆる付加保険率というものとからなつてゐるわけでございまして、この付加保険率は、いわゆる損害保険会社の経費と代理店手数料からなつてゐるわけでございます。いわゆる社費と申しますのは、自賠責保険の営業部門の社員費、物件費、それから損害査定及び保険金支払いに要する人件費、物件費でございます。ところが、実際問題といたしまして、保険料率に定められた社費部分と、実際に支出されます経費の差額がいわゆる赤字、社費の赤字となつてゐるわけでございまして、これの累積が非常に多額になりますと、いわゆる自賠責保険のいつております、保障法のいつておりますノーロス・ノープロフィットの原則によつてこの赤字を解消する必要がある、そういう観点から、この赤字の補てんをやつておるわけでございます。

○和田静夫君 私は、運用益で赤字を埋めるといふのはおかしいと思うんですよ。責任準備金積立額は五十年度で幾つですか、これも後で資料で下さい。で、巨額に達しているんですよ、これは。それを考へると、赤字を運用益で埋めるというのは、これは常識的でない非常に疑問が残る。こういう資料をつくつて直ちに届けてもらいたいと思つてます。

この中で、大学救急医療施設というのは、頭部障害の場合などに使用する新しいX線断層システムであるEMIスキャナーの大学医学部への無償設置のことですね、これはどの大学へ設置しましたか。

○説明員(副島有年君) 五十年度及び五十一年度で四十七大学、これは国立大学、公立大学のすべてでござります。それから私立大学が十三大学に寄付をしております。

○和田静夫君 そこで、大学選定の基準というのは何なんですか。

○説明員(副島有年君) 先ほど申しましたよう

に、国公立につきましては大学病院のすべて、それから私立大学につきましては各大学の脳外科のいわゆる領域における実績と、それから脳外科医の育成についての貢献度、それから地域のバランスと、この三つを勘案いたしまして文部省と相談の上、決めておるわけでございます。

○和田静夫君 この当時の運営委員の中に脳外科の専門家はいましたか。

○説明員(副島有年君) おりません。

○和田静夫君 でしょ。これは大学選定に詳しい者はいなかつた、救急医療施設に詳しい者はいなかつた。厚生省は相談に応じていらないといふような形のことが明らかですね。そもそもEMIスキャナーの輸入そのものに疑惑が持たれていますね、これは。当時ACTAスキャナーがあつたが、EMIに決まつた経緯、これは当時の総理が介在したとかなんとかいろいろうわさがありますが、いま、そんなことを私は指摘をしようと思わないんだが、専門家がいないうな状態の中で大蔵省が決められましたという形になつていますね。これは。それはそうですね。

○説明員(副島有年君) 先ほど申しましたように、文部省当局と慎重に相談をいたしまして、文部省当局では、委員会を設けてそれぞれ専門家の意見を聴取して、その専門家の意見の順位に従いまして大学の順位を決めておるというふうに私どもは了解しております。

○和田静夫君 そう言われるなら、無償設置した国公立の大学で救急医療を行つておるのはどの大学ですか。大部分やつてないでしょ。

○説明員(副島有年君) これは先ほど申しましたように、救急医療が目的ではなくて、脳外科医の育成というのが最大の眼目になつておるわけでござります。

○和田静夫君 そう逃げられる答弁になるだろうと思っていた。審議会答申にもありますように、

滞留資金の運用益は救急医療体制の整備にある。その意味で、大学病院への設置は私は間違いであるとは言いませんよ。しかしながら順位でよろ

しい、後の順位でよろしいと、だれが考えても現地に重点があつたことは事実でございます。

○和田静夫君 審議会答申は、先ほども言ったところは、そういう現場の病院には全く置かない。これは一体どういうわけですか。少なくとも国公立の大学病院において専門医を育成するというようなことをこの目的にされるというふうなら、まず、いま国公立の病院でもつて救急医療を苦労しながらやつておるところ、そこにこそ資金を充てるべきじゃないですか、それが先じゃないですか。

○説明員(副島有年君) おいても私ども十分検討しております。ただ、この自賠責のCTスキャナーの寄付を決めた時点におきましては、わが国の交通障害対策として一番おくれておるのは脳外科医の不足であると

いう御指摘がございまして、ともかくにも脳外科医の養成をしなきやならないということと、脳外科医の育成に最重点を置いておるわけでござります。救急医療施設の方は、先生御案内のように赤十字及び済生会病院等に自賠責の運用益を寄付しているわけでござります。

○和田静夫君 たとえば公立病院、自治体病院などというのは、この救急医療を扱うがゆえに大きな赤字がかさんで、大変な状態に置かれているんでしょ。そういうところに視点が行かなくて、研究機関に先にやるというような形のことは、研究機関によるのならば、文部省は文部省の学術的な予算の中から出したらいんですよ、そういうふうでしょ。この運用益をもつてこれに充てると

いうのは、もっと実務的なところを先にやるというのがあたりません。一番社会問題になつておるところです。日玉ですよ。大蔵大臣

○政府委員(石丸隆治君) CTスキャナーは、ただいま先生御指摘のよう、救急医療の問題、これは交通事故だけでなく、脳出血等の救急医療も含めまして非常に威力を發揮する機械だといふふうに考えております。

○委員長(安田隆明君) 本日の質疑はこの程度とおいてもらいたい。

○和田静夫君 救急医療体制の整備に責任のある厚生省として、現場の病院に設置すべきだと考えていらっしゃいます。

○和田静夫君 厚生省も知らぬという状態なんですよ、大蔵大臣。ここにところはよくわきましておいてもらいたい。

○政府委員(石丸隆治君) CTスキャナーは、ただいま先生御指摘のよう、救急医療の問題、これは交通事故だけでなく、脳出血等の救急医療も含めまして非常に威力を發揮する機械だといふふうに考えております。

○委員長(安田隆明君) 本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時四十八分散会

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件付託された。

一、有価証券取引税法の一部を改正する法律案

(衆)

一、法人税法の一部を改正する法律案(衆)

(衆)

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

一、所得税法及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案(衆)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

**有価証券取引税法の一部を改正する法律
有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)
の一部を次のように改正する。**

第十条中「万分の十二」を「万分の三十六」に
「万分の三十」を「万分の九十」に改める。

附
則

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行

2 改正後の有価証券取引税法第十条の規定は、する。

この法律の施行の日以後の同条の有価証券の譲

渡に係る有価証券取引税について適用し 同日
前の当該有価証券の譲渡に係る有価証券取引税

については、なお従前の例による。

— 1 —

法人税法の一部を改正する法律案 法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部

目次中「受取配当等(第二十三条・第二十四条)」を次のように改正する。

を「削除」に改める。

第二条第十八号イ(2)中「第二十三条(受取配当等の益金不算入)」を削る。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。

第一日 削除

第二十三条及び第二十四条 削除

2 内国法人が各事業年度において支出した寄付

金の額（前項の規定の適用を受けた寄付金の額を除く。第五項において同じ。）の合計額が、次

の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に掲げる金額（以下二つを並べて「預金算入

部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（次号に掲げるものを除く。）次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額

イ 当該事業年度終了の時における資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の一に相当する金額

ロ 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

一に相当する金額

イ 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本の金額又は出資金額を有しないもの、当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

三 公益法人等 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人、又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人、当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円）

ロ イに掲げる法人以外の公益法人等 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三十に相当する金額

第三十七条第九項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項及び第六項を三項ずつ繰り下げ、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

次に掲げる内国法人で退職給付その他の長期給付の事業を行なうものが、各事業年度において、

子として収益事業から長期給付の事業に繰入れをした場合において、その繰り入れた金額（その金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）が当該事業年度の第二項第三号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額に相当する金額とする。

一 國家公務員共済組合及び國家公務員共済組合連合会

二 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方団体関係団体職員共済組合

三 専売共済組合、國鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

四 私立学校職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合

の帳簿価額の合計額に、その内國法人の営む主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 初売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）千分の十六（当該事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の内國法人（以下この項及び第五十五条第一項において「中小法人」という。）又は割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項（定義）に規定する割賦販売の方法による小売を主たる事業とする内國法人については、千分の二十）

二 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含む。）千分の十二（中小法人については、千分の十五）

三 金融及び保険業 千分の五

四 前三号に掲げる事業以外の事業 千分の十（中小法人については、千分の十二）

第五十五条第一項中「金額については」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、「金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額又は該当見積額の百分の二十五（中小法人にあつては、百分の五十）に相当する金額」に改める。

第六十六条第一項を次のように改める。

内國法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額から繰り越された次項に規定する退職給与引当金勘定の金額を控除した金額のうちいずれか少ない金額とする。

一年一億円以下の金額 百分の三十七
二 年一億円を超える、年十億円以下の金額 百

二項中「内國法人」の下に「(当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。)」を加える。

第五十六条の十第一項、第五十六条の十一第一項、第五十七条第一項及び第二項、第五十七条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項並びに第五十八条第一項及び第六項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。)」を加える。

第六十二条第一項中「四百万円」を「三百万円」に改め、「の百分の八十」を削り、「次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額」を「当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額に満たない場合は、当該限度超過額からその満たない部分の金額(当該金額が当該限度超過額を超える場合には、当該限度超過額に相当する金額)を控除した金額」に改め、各号を削る。

第六十三条第一項各号列記以外の部分中「第四十二条第一項及び」を削り、「第六十七条の二」を「第六十七条」に改め、同条第六項第二号中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

第六十七条を削り、第六十七条の二第二項中「第六十八条の三 法人が各事業年度において政治資金規正法第三条第一項に規定する政治団体、同条第二項に規定する政党若しくは同法第五条第一項に掲げる団体又は同法第三条第一項第二号に規定する公職の候補者に対し同法第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附をした場合における当該寄附に係る支出金については、法人税法第三十七条第二項の規定は適用せず、当該支出金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第二十五条の二第六項から第八項まで、第二十六条、第二十七条及び第六十七条から第六十七条の三までの改正規定並びに第六十三条第一項の改正規定中第六十七条の二と二とし、第六十七条の四を第六十七条の三とする。
第三章第八節中第六十八条を第六十八条の二とし、同条の前に次の一項を加える。
(中小法人に対する不況期における法人税の延納の特例)
第六十八条 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十日までの期間内にその法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。)到来する法人税で中小法人に係るものに対する法人税法第七十八条の規定の適用については、同条第一項中「三月間」とあるのは「八月間」と、同条第一項中「五月」とあ

るのは「十月」と、同条第五項中「三月間」とあるのは「八月間」とする。

2 前項に規定する中小法人とは、内國法人(清算中のものを除く。)のうち、同項に規定する法人税ごとに当該法人税に係る事業年度終了の日において中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条各号の一に該当する者をいう。

第三章第八節中第六十八条の二の次に次の二条を加える。

(政治献金の損金不算入)
第六十八条の三 法人が各事業年度において政治資金規正法第三条第一項に規定する政治団体、同条第二項に規定する政党若しくは同法第五条第一項に掲げる団体又は同法第三条第一項第二号に規定する公職の候補者に対し同法第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附をした場合における当該寄附に係る支出金については、法人税法第三十七条第二項の規定は適用せず、当該支出金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 旧法第二十七条の二第六項及び第二十六条の規定は、同条第一項に規定する個人の昭和五十二年分以前の事業所得の金額の計算については、なおその効力を有する。
第三条 旧法第二十七条の規定は、旧法第二十六条第一項に規定する個人が同項各号に掲げる給付又は医療につき昭和五十三年三月三十日以前に支払を受けるべき金額については、なおその効力を有する。
(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)
第六条 昭和五十二年三月三十日までに発行された旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

2 旧法第五十三条第一項に規定する価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項及び第五項の規定の例による。

2 (所得税の特例に関する経過措置の原則)
第七条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解

のを除くほか、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税について、なお従前の例による。

3 第三条 昭和五十二年三月三十日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第三項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

3 第四条 昭和五十二年三月三十日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三第一項、第八条の四第一項、第八条の五第一項、第八条の六又は第九条第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

3 第五条 旧法第二十五条の二第六項及び第二十六条の規定は、同条第一項に規定する個人の昭和五十二年分以前の事業所得の金額の計算については、なおその効力を有する。

2 旧法第二十七条の規定は、同法第二十六条第一項に規定する個人が同項各号に掲げる給付又は医療につき昭和五十三年三月三十日以前に支払を受けるべき金額については、なおその効力を有する。
(法人の準備金に関する経過措置)
第六条 昭和五十二年三月三十日までに発行された旧法第五十三条第一項に規定する価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項及び第五項の規定の例による。

2 旧法第五十四条第一項の海外市場開拓準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

3 旧法第五十五条第一項又は第二項の海外投資

等損失準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第四項に規定する海外投資等損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第四項から第八項まで及び第十項の規定の例による。

4 旧法第五十五条第一項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている法人の当該海外人の同条第五項第一号に規定する特定債権等について、法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

5 旧法第五十六条の五第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する原子力発電工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第六項まで及び第八項の規定の例によること。

6 旧法第五十六条の八第一項の公害防止準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第二項に規定する公害防止準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第四項まで及び第六項の規定の例による。

7 法人が施行日以後最初に終了する事業年度終了の日において有する旧法第五十六条の十一第一項に規定するプログラム保証準備金の金額への算入については、同条第二項の規定の例による。

8 旧法第五十六条の十一第一項の株式売買損失準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する株式売買損失準備金の金額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

9 旧法第五十七条第一項の証券取引責任準備金の額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

10 旧法第五十七条の二第一項の渦水準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第二号に規定する渦水準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項、第四項及び第八項の規定の例による。

11 旧法第五十七条の四第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第七項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは「政令で定めるところによりその積み立てた金額」として、同条第二項から第八項まで及び第十一項の規定の例による。

12 旧法第五十七条の五第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第四項まで及び第七項の規定の例による。

(社会保険診療報酬の適正化のための措置)
第十二条 政府は、租税特別措置法第二十六条及び第六十七条の規定が設けられた経緯にかんがみ、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による療養に要する費用の額については、その適正化を図るため、昭和五十三年三月三十日までに、抜本的な改定の措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)
第十三条 地方税法の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第四号中「及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一、十二条の十二第四項において読み替えて適用する場合及び「租税特別措置法第四十一条の十二第二四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「租税特別措置法第四十二条の三」を「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条の二」に改める。

第十三条の三第四項ただし書中「租税特別措置法第三条、第八条の二又は附則第四条第三項の規定によつて徵収される所得税額、同法第三条の二第一項に規定する利子所得又は同法第八条の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一条の十二第一項の規定によつて徵収される所得税額並びに」を削る。

第十四条 前条の規定による改正後の地方税法第一項第一号ロ中「二分の一」とあるのを「四分の三」と「合計額(昭和五十二年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」に改める。

附則第三十四条第一項第一号ロ中「二分の一」とあるのを「四分の三」と「合計額(昭和五十二年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」に改める。

得税額及び同法第四十一条の十二第一項の規定によつて徵収される所得税額並びに」を削る。
附則第四条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則第三十三条の二第一項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超える一部の金額については百分の三十七、一億円を超える一部の金額については百分の四十七」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十二」を「百分の六十七」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「千万円を超える一部の金額については百分の五十一、十億円を超える部分の金額については百分の四十五」に改め、同条第三項第二号中「七百万円」を「千万元」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超える部分の金額については百分の四十九、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

附則第三十四条第一項第一号ロ中「二分の一」とあるのを「四分の三」と「合計額(昭和五十二年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十四条 前条の規定による改正後の地方税法第一項第一号ロ中「二分の一」とあるのを「四分の三」と「合計額(昭和五十二年分の個人の道府県民税及び市町村税から適用し、昭和五十二年度分までの個人

経過措置)

第十五条 旧法第六十七条の規定は、医療法人の昭和五十三年三月三十日までに終了する事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、なおその効力を有する。

の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2

昭和五十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、前条の規定による改正前の地方税法附則第三十三条の二第四項から第六項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法」一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号)による改正前の租税特別措置法とする。

所得税法及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案

所得税法及び有価証券取引税法の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)
第一条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)
の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十一号イを次のように改め

イ 繼続して有価証券を売買することによ

る所得として政令で定めるもの(その年
中における株式又は出資の売買(政令で
定める売買を除く。)の回数が二十五回以
上で、かつ、その売買をした株数又は口
数(額面金額又は出資一口の金額が五十
円として表示されしていないものについて
は、これを五十円として計算した場合の
株数又は口数)の合計が十万円以上であ
る場合に係る当該有価証券の譲渡による
所得は、これに該当するものとする。)

第九十二条から第九十四条までを次のように
改める。

第九十二条から第九十四条まで 削除

第九十五条第一項中「第八十九条から第九十
二条まで(税率及び配当控除)」を「前節(税率)
に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第一项から第三項までの規定による控除を

すべき金額は、課税総所得金額に係る所得税
額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課
税退職所得金額に係る所得税額から順次控除
する。

第九十八条第一項第一号中「及び第九十二条
(配当控除)」を削り、同条第三項中「第八十
九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)
を「前節(税率)」に改める。

第一項中、「第九十八条第一項第一号(合算
対象世帯員がある場合の税額の計算)に規定す
る合算所得税額の計算上控除しきれない配当控
除の額がある場合における同項及び同条第二項
に規定する所得税の額の計算並びにこれらの規
定」を「並びに同項並びに第九十八条第一項及
び第二項(合算対象世帯員がある場合の税額の
計算)の規定」に改める。

第一百二十条第一項各号列記以外の部分中「こ
れる場合において、当該総所得金額、退職所得
金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を
第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に
準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得
金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額
とみなして第八十九条(税率)及び第九十一条
(簡易税額表)の規定を適用して計算した場合
の所得税の額の合計額が配当控除の額をこえる
ときは」を「超える場合には」に改める。

(有価証券取引税法の一部改正)
第二条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第
百二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「万分の十二」を「万分の三十六」
に、「万分の一」を「万分の三」に、「万分的三
十」を「万分の九十」に、「万分の三」を「万分
の九」に改める。

(施行期日)
附 则

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行
する。
(所得税法に関する経過措置)

2 改正後の所得税法第九条第一項第十一号イの
規定による控除を

規定は、昭和五十二年分以後の所得税について
適用し、昭和五十一年分以前の所得税について
は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)
前に支払を受けるべき改正前の所得税法第九十
二条第一項に規定する利益の配当、剩余金の分
配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所
得については、同条の規定は、なおその効力を
有する。

(有価証券取引税法に関する経過措置)

改正後の有価証券取引税法第十条の規定は、
施行日以後の同条の有価証券の譲渡に係る有価
証券取引税について適用し、施行日前の当該有
価証券の譲渡に係る有価証券取引税について
は、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)
第五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六
号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の四第四項第三号中「第九十二条
号」を削り、「同法第九十二条第一項中「前節
(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特
別措置法第二十八条の四第一項(土地の譲渡等
に係る事業所得等の課税の特例)」と、「課税総
所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租
税特別措置法第二十八条の四第一項に規定する
土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」
と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得
税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得
税額、同項に規定する土地等に係る課税事業所
得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五
条を、「同条」に改める。

第三十一条第三項中第三号中「第九十二条及
び」を削り、「同法第九十二条第一項中「前節(税
率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措
置法第三十一条第一項(長期譲渡所得の課税の
特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課
税総所得金額及び租税特別措置法第三十一条第
一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計
額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る

所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る
所得税額、同項に規定する課税長期譲渡所得金
額に係る所得税額」と、同法第九十五条を「同
条」に改める。

第四十一条第四項を次のように改める。

4 第一条の四第一項各号列記以外の部分中
「第九十二条第一項に規定する所得税額」を「第
二編第三章第一節の規定による所得税額」に
改め、同条第四項を次のように改める。

4 第四十一条第四項の規定は、住宅貯蓄控除
をすべき金額について適用する。

第四十一条の五第四項第二号中「配当控除の
額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置
法第四十一条の五第一項に規定する住宅貯蓄控除
に規定する住宅貯蓄年未調整控除額

と、同条第四項を次のように改める。

4 第四十一条第四項の規定は、住宅貯蓄控除
をすべき金額について適用する。

との合計額」を「場合には」とあるのは、「場

合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十

七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、

課税退職所得金額又は課税山林所得金額として第八十九条（税率）及び第九十一条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得

税額の合計額が租税特別措置法第四十一条の五第一項（年末調整に係る住宅財産控除）に規定する住宅財産年末調整控除額を超えるときは、二に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

6 附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の所得税法第九十二条第一項に規定する利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、前項の規定による改正前の租税特別措置法の規定は、なおその効力を有する。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。（予備審査のため付託は三月十四日）

一、所得税法の一部を改正する法律案
二、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、法人税法の一部を改正する法律案（衆）
二、租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆）

を次のように改正する。

目次中「受取配当等（第二十三条・第二十四条）」を「削除」に改める。

第二条第十八号イ（2）中「第二十三条（受取配当等の益金不算入）」を削る。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。

第一目 削除

第二十三条及び第二十四条 削除

第三十九条の見出し中「損金不算入等」を「損金不算入」に改め、同条第一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第五十二条第一項を次のように改める。

内國法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権（これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時ににおける貸金の帳簿価額の合計額に、その内國法人の営む主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。千分の十七（当該事業年度終了の時にいて資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の内國法人（以下この項及び第五十五条第一項において「中小法人」という。）又は割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）第二条第一項（定義）に規定する割賦販売の方法による小売を主たる事業とする内國法人については、千分の二十）

二 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含む。千分の十三（中小法人については、千分の十五）

三 金融及び保険業 千分の五

四 前三号に掲げる事業以外の事業 千分の十

第五十五条第一項中「金額については」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額又は当該月積額の百分の二十五（中小法人については、百分の五十）に相当する金額から当該事業年度終了の時ににおける前事業年度から繰り越された次項に規定する退職給与引当金勘定の金額を控除した金額のうちいすれか少ない金額」に改める。

内國法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法

人税の額は、各事業年度の所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

二年一億円以下の金額 百分の四十二

二年一億円を超える金額 百分の四十二

二年一億円を超える金額 百分の四十二

二年一億円以下の金額 百分の二十八

二年一億円を超える金額 百分の二十八

三）を乗じて」を「に係る法人税の額として政令で定めるところにより」に改める。

第一百五十五条第一項中「百分の三十五」を「百分の三十六」に改める。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。

第一目 削除

第二十三条及び第二十四条 削除

第三十九条の見出し中「損金不算入等」を「損金不算入」に改め、同条第一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第五十二条第一項を次のように改める。

内國法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法

人税の額は、各事業年度の所得の金額に係る法

人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額を当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一年一億円以下の金額 百分の四十

一年一億円を超える金額 百分の四十二

一年一億円以下の金額 百分の二十八

一年一億円を超える金額 百分の二十八

一年一億円以下の金額 百分の二十八

一年一億円を超える金額 百分の二十八

一年一億円以下の金額 百分の二十八

一年一億円を超える金額 百分の二十八

一年一億円以下の金額 百分の二十八

一年一億円を超える金額 百分の二十八

一年一億円以下の金額 百分の二十八

法

人税

税

法

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

法

人税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

法

人税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び
残余財産の一部分配により納付すべき法人税を
含む。(以下この項において同じ。)について適用
し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得
に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併
による清算所得に対する法人税については、な
お従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

の一部を次のように改正する。

鄭一娘

に、「第四十一条の十四」を「第四十一条の十三」に、「配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例（第四十二条・第四十二条の二）」を「削除」に、「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に、「第六十八条」を「第六十八条の二」に改める。第三条から第三条の三までを次のよう改める。

第四十二条の一とする。

第八条の二から第九条までを削り、第九条の二を第九条とする。

該事業年度終了の時

ては百分の二十八、千万円を超える部分の金額については百分の四十一、「七百万円を超える部分の金額については百分の四十二」に改め、同条第三項第一号ロ中「百分の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円を超える部分の金額については百分の六十」を「七百万円を超える部分の金額については百分の六十七、千万円を超える部分の金額については百分の五十三、「一億円を超える部分の金額については百分の五十一」に改め、同条第五項第二号中「百分の二十八」を「百分の二十五」に、「百分の四十」を

卷之三

出資金額が一億円を超えるものを除く。」を加え

第五十六条の十一第一項、第五十六条の十一第二項、第五十七条第一項、第五十七条の二第一項、及び第六項中「青色申告書を提出する法人」の下に「(当該事業年度終了)の時において資本の金額又は

第五十五条第一項中「内国法人」の下に「当該事業年度終了の時において資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの又は」を加え、同条第二項中「内国法人」の下に「(当該事業年度終了の時において)資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。」を加える。

附則第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。
(所得税の特例に関する経過措置の原則)

算中のものを除く。)のうち、同項に規定する法人税ごとに当該法人税に係る事業年度終了の日において中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条各号の一に該当する者をいふ。

附則第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

2 前項で規定する中小法人とは、内閣法人（清
あるのは「八月間」とする。

るものに対する法人税法第七十八条の規定の適用については、同条第一項中「三月間」とあるのは「八月間」と、同条第二項中「五月」とあるのは「十月」と、同条第五項中「三月間」と

第六十八条 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの期間内にその法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう）の到来する法人税で中小法人に係

（中小法人に対する不況期における法人税の延納の特例）

第六十三条第一項各号列記以外の部分中「第十二条第一項及び」を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

(附)所得税關稅之經過指圖

第一項 第八条の四第一項、第八条の五第一項、
第八条の六又は第九条第一項に規定する配当所得について、なお従前の例による。
(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

又は第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。
(配当所得に関する経過措置)

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお從前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第七条 旧法第四十二条第一項に規定する内国法人で、その施行日を含む事業年度が施行日前に開始し、昭和五十二年九月三十日以後に終了するものの当該事業年度分の法人税については、同項中「昭和三十六年四月一日以後に開始する各事業年度」とあるのは「昭和五十二年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度」と、「その超える金額」とあるのは「その超える金額（昭和五十二年四月一日前に開始した、同年九月三十日以後に終了する事業年度については、当該金額に六を乗じてこれを当該事業年度の月数（暦に従つて計算した月数とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる）で除して計算した金額）」とする。

の例による。

5 旧法第五十六条の十一第一項の株式売買損失準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同項第三項に規定する株式売買損失準備金の金額の益

の額への算入については、同項第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

6 旧法第五十七条第一項の証券取引責任準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同項第一項第一号に規定する証券取引責任準備金の益

金の額への算入については、同項第四項から第六項まで及び第九項の規定の例による。

7 旧法第五十七条の二第一項準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同項第二号に規定する渴水準備金の益金の額への算入については、同項第三項及び第五項の規定の例による。

8 旧法第五十七条の四第一項異常危険準備金を積み立てている法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同項第六項に規定する異常危険準備金の益金の額への算入については、同項第七項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは「政令で定めることによりその積み立てた金額」として、同項第二項から第八項まで及び第十項の規定の例による。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

3 旧法第五十五条第一項又は第二項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人の当該海外投資等損失準備金に係る同項に規定する特定法

人の同項第一号に規定する特定債権等について、法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

4 法人が施行日以後最初に終了する事業年度終了の日において有する旧法第五十六条の十第一項に規定するプログラム保証準備金の金額への算定については、同項の規定

置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十二条の十二第四項において読み替えて適用する場合」及び「租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「租税特別措置法第四十二条の三」

を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の二」に改める。

第三十七条の三第四項たゞし書中「租税特別措置法第三条、第八条の二又は附則第四条第三項の規定によって徵收される所得税額、同法第三条の二第一項に規定する利子所得又は同法第八条の五第一項に規定する配当所得に係る所得

税額及び同法第四十一条の十二第一項の規定によつて徵收される所得税額並びに」を削る。

第七十二条の十四第一項たゞし書中「第四十条の二」を削る。

附則第三十四条第一項第二号ロ中「二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額（昭和五十一年分の所得税）」とする。

附則第三十四条第一項第二号ロ中「二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額（昭和五十一年分の所得税）」とする。

第二百九十二条第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「第四十二条の三」

二条の二」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「第四十二条の三」

二条の二」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「第四十二条の三」

二条の二」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「第四十二条の三」

二条の二」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「第四十二条の三」

二条の二」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「第四十二条の三」

二条の二」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。」を削り、「第四十二条の三」

の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「七百万円を超える部分の金額について、百分の二十八、一千万円を超える億円以下の部分の金額については、百分の五十三、一億円を超える部分の金額については、百分の五十一」に改め、同項第二号中「百分の二十八」を「百分の二十五」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が千万円以下の部分の金額については、百分の二十八、一億円以下の部分の金額については、百分の四十、一億円を超える部分の金額については、百分の四十」に改める。

第三十七条の三第四項たゞし書中「地方税法の一部改正に伴う経過措置」

第十一条 前条の規定による改正後の地方税法第五十三条の三第四項たゞし書、第三百四十二条の二及び附則第三十四条第一項の規定は、昭和五十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

第三十七条の三第四項たゞし書、附則第四条、附則第三十三条の二及び附則第三十四条第一項の規定は、昭和五十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

第一章 総則

(題旨)

第一条 この法律は、地価の異常な高騰にかんがみ、土地等の増価額に対し土地増価税を課税するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地等 (この法律の施行地内 (以下「国内」という。) にあるものに限る。以下同じ。) 又は土地の上に存する権利 (当該権利の対価として権利金その他の一時金が支出されているものに限る。以下同じ。) をいう。

二 農地等 農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第二条第一項 (定義) に規定する農地及び同項に規定する採草放牧地並びに当該農地又は採草放牧地の上に存する権利をいう。

三 内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等又は人格のない社団等 それぞれ法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) 第二条 (定義) に規定する内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等又は人格のない社団等をいう。

四 収益事業 法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。

五 取得価額 その土地等の取得に要した金額と改良費の額との合計額 (個人の有する土地の上に存する権利についてはその存続期間の更新をする場合におけるその更新の対価の額を含みその更新に伴い所得税に関する法令の規定により必要経費に算入された金額又は算入されるべきであった金額があるときは当該金額を控除した金額とし、法人の有する土地の上に存する権利についてはこれに準して計算した金額とする。) をいう。

六 讓渡所得の金額又は雑所得の金額 それぞれ所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) 第二編第二章第一節第一款 (所得の種類及び各種所得の金額) に規定する譲渡所得の金額又

は雑所得の金額をいう。

七 土地増価税申告書 第十七条第一項若しくは第二項 (法人の期限内申告) 又は第十八条第一項若しくは第二項 (個人の期限内申告) の規定による申告書 (当該申告書に係る期限後申告書を含む。) をいう。

八 期限後申告書又は修正申告書 それぞれ国税通則法 (昭和三十七年法律第六十六号) 第二章第二節第一款 (納税申告) に規定する期限後申告書又は修正申告書をいう。

九 附帯税 国税通則法第二条第四号 (定義) に規定する附帯税をいう。

十 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項 (還付加算金) に規定する還付加算金をいう。

十一 選付加算金 国税通則法第五十八条第一項 (基準日) この法律において「基準日」とは、昭和五十二年五月一日をいう。

十二 土地増価税の納税義務は、基準日の午前零時に成立する。

十三 第三条 この法律において「基準日」とは、昭和五十二年五月一日をいう。

十四 第四条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

十五 第五条 基準日において土地を有する法人は、この法律により、土地増価税を納める義務がある。

十六 第六条 ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を営む場合に限る。

十七 第七条 法人に對しては、その有する土地等のうち収益事業に属する土地等以外の土地等の第十条に規定する増価額については、前項の規定にかかわらず、土地増価税を課さない。

十八 第八条 公益法人等又は人格のない社団等の有する収益事業に属する土地等以外の土地等のうち収益事業に属する土地等以外の土地等の第十条に規定する増価額については、前項の規定にかかわらず、土地増価税を課さない。

十九 第九条 法人の土地等に係る課税標準に規定する増価額について土地増価税を課する。

二十 第十条 法人の土地増価税の課税標準である法人の土地等の増価額は、法人が基準日において有する土地等の基準日現在における標準価格の合計額から当該土地等の基準日現在における帳簿価額 (当該土地等が当該土地等を目的とする土地の上に存する権利 (当該土地等の取得後に設定されたものに限る。) が設定されている土地等の上に存する権利 (当該土地等の帳簿価額の一部が損金の額に算入された場合を除き、当該帳簿価額から、当該設定の直前ににおける当該土地等の帳簿価額に当該設定の直前ににおける当該土地等の価額のうち当該設定の対価として收受した権利金その他の一時金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。) の合計額を控除した金額とする。この場合において、当該土地等の基準日現在における帳簿価額が当該標準価格の百分の五に相当する金額に満たない場合には、当該金額をもつて当該帳簿価額とする。

合又は存在していない場合 その信託財産である土地等に係る信託の委託者

2 前項の場合において、受益者が特定しているときは、これらの受益者が二人以上あるべき利益の価額の割合に応じて信託財産である土地等を有するものとみなす。

3 第一項の場合において、受益者が二人以上あるときは、これらの受益者が二人以上あるべき利益の価額の割合に応じて信託財産である土地等を有するものとみなす。

4 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

5 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

6 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

7 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

8 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

9 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

10 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

11 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

12 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

13 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

14 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

15 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

16 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

17 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

18 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

19 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

20 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

21 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

22 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

23 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

24 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

25 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

26 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

27 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

28 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

29 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

30 第二項の場合は、その住所を有せず、居所を有する場合

(個人の納税地)

個人の土地増価税の納税地は、個人が次

の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応

じて当該各号に掲げる場所とする。

1 国内に住所を有する場合 その住所地

2 国内に住所を有する場合 その住所地

3 国内に住所を有する場合 その住所地

4 国内に住所を有する場合 その住所地

5 国内に住所を有する場合 その住所地

6 国内に住所を有する場合 その住所地

7 国内に住所を有する場合 その住所地

8 国内に住所を有する場合 その住所地

9 国内に住所を有する場合 その住所地

10 国内に住所を有する場合 その住所地

11 国内に住所を有する場合 その住所地

12 国内に住所を有する場合 その住所地

13 国内に住所を有する場合 その住所地

14 国内に住所を有する場合 その住所地

15 国内に住所を有する場合 その住所地

16 国内に住所を有する場合 その住所地

17 国内に住所を有する場合 その住所地

18 国内に住所を有する場合 その住所地

19 国内に住所を有する場合 その住所地

20 国内に住所を有する場合 その住所地

21 国内に住所を有する場合 その住所地

22 国内に住所を有する場合 その住所地

23 国内に住所を有する場合 その住所地

24 国内に住所を有する場合 その住所地

25 国内に住所を有する場合 その住所地

26 国内に住所を有する場合 その住所地

27 国内に住所を有する場合 その住所地

28 国内に住所を有する場合 その住所地

29 国内に住所を有する場合 その住所地

30 国内に住所を有する場合 その住所地

2 次の各号に掲げる場合における前項に規定する増価額の計算について、それぞれ当該各号

に掲げる金額を基準日現在における当該土地等の帳簿価額から控除した金額をその帳簿価額とみなす。

一 法人が基準日前にその有する土地等の評価換算（資産再評価法（昭和二十五年法律第十号）の規定に従つて行われた評価換算を除く。）をしてその帳簿価額を増額した場合において、その増価額のうちに旧法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）又は法人税法の規定による所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額

二 法人の有する土地等の最初の帳簿価額がその取得価額を超える場合においては、その超える金額

三 次の各号に掲げる場合における第一項に規定する増価額の計算については、それぞれ当該各号に掲げる金額を基準日現在における当該土地等の帳簿価額に加算した金額をその帳簿価額とみなす。

一 法人が基準日前にその有する土地等の評価換算をしてその帳簿価額を減額した場合において、その減少額のうちに旧法人税法又は法人税法の規定による所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額

二 土地等の最初の帳簿価額がその取得価額に満たない場合には、その満たない金額

4 法人の基準日において有する土地等につき、基準日を含む事業年度開始の日から基準日の前日までの間において、法人税に関する法令の規定により当該土地等の帳簿価額を増額すべき事由が生じた場合における第一項に規定する増価額の計算については、当該増額すべき部分の金額を、基準日現在における帳簿価額に加算するものとする。

5 法人の有する土地等で基準日において帳簿価

額のないものの第一項に規定する増価額の計算については、当該土地等の取得価額をその帳簿価額とみなす。

6 法人の有する土地等で取得価額の不明なものに対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる金額のうち当該土地等の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなす。

一 当該土地等について最も古い記録に記載された価額

二 当該土地等を有する法人又は当該土地等がその用に供されている事業と同一種類の事業を営む他の者が当該土地等の取得の時期と同じ時期に取得した当該土地等に類似する他の土地等の取得価額

三 当該土地等の取得の時期における当該土地等に類似する他の土地等の価額

四 次の各号に掲げる場合における第一項に規定する増価額の計算については、それぞれ当該各号に掲げる金額を基準日現在における標準価格の百分の五に相当する金額をその取得価額とみなす。

五 個人の土地等に係る課税標準

第六条 個人の土地等の増価税の課税標準である個人の土地等の増価額は、個人が基準日において、その減少額のうちに旧法人税法又は法人税法の規定による所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額

六 個人の有する土地等で取得価額の不明なものに対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる金額のうち当該土地等の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなす。

地等の前項に規定する増価額の計算の基礎となる取得価額については、次項に規定する土地等を除き、当該個人が引き続き当該土地等を所有していたものとみなす。

6 法人の有する土地等で同項の規定により難いものに規定する増価額の計算については、当該土地等の標準価格の百分の五に相当する金額をその取得価額とみなす。

3 個人が贈与、相続又は遺贈により取得した土地等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈をした者の譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該贈与、相続又は遺贈の時において、その時における価額に相当する金額により、当該土地等の譲渡があつたものとみなされたものの第一項に規定する増価額の計算については、当該個人が当該土地等をそのままに供されている事業と同一種類の事業を営む他の者が当該土地等の取得の時期と同じ時期に取得した当該土地等に類似する他の土地等の取得価額

4 個人が著しく低い価額の対価による譲渡により取得した土地等の第一項に規定する増価額の計算の基礎となる取得価額については、次項に規定する土地等を除き、その譲渡の対価の額が当該譲渡をした者の当該土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は当該土地等の昭和四十年四月一日以後の譲渡に係る雑所得の金額の計算上控除する取得価額及び譲渡に要した費用の額の合計額又は必要経費に満たない場合には、当該個人が引き続き当該土地等を所有していたものとみなす。

5 個人が著しく低い価額の対価による譲渡により取得した土地等で、その者の譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該譲渡の時において、その時における価額に相当する金額により、当該個人が当該土地等をその取得の時に受けた対価に相当する金額により取得したものとみなす。

6 個人の有する土地等で取得価額の不明なものに対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる金額のうち当該土地等の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなす。

一 当該土地等について最も古い記録に記載された価額

二 当該土地等の取得の時期における当該土地等に類似する他の土地等の価額

3 個人が贈与、相続又は遺贈により取得した土地等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈をした者の譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該贈与、相続又は遺贈の時において、その時における価額に相当する標準価格

4 第十二条 土地（次項に規定する土地を除く。以下この項において同じ。）の第十条第一項及び第七項（法人の土地等に係る課税標準）並びに前条第一項及び第七項に規定する標準価格は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十四条第十号（固定資産税に関する用語の意義）に規定する土地課税台帳又は同条第十一号に規定する土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）に登録された価格を一・七五倍した金額とする。ただし、当該土地の価格が当該土地課税台帳等に登録されていないとき又は当該土地について損毀、地目の変換その他特別の事情がある場合において当該登録された価格をその増価額の計算の基礎とすることが適当でないと認められるときは、当該土地の標準価格は、状況の類似する近傍の土地の標準価格に比準する価格とする。

5 土地の上に存する権利の目的となつている土地の第十条第一項及び第七項並びに前条第一項及び第七項に規定する標準価格は、当該土地が土地の上に存する権利の目的となつてないものとして前項の規定を適用した場合における同項に規定する標準価格に相当する金額から、当該土地の上に存する権利が土地の上に存する権利の目的となつてない場合においては次項に規定する標準価格に相当する金額を、当該土地の上に存する権利が土地の上に存する権利の目的となつてない場合においては第五項に規定するそれが標準価格の合計額を、それぞれ控除した金額とする。

3 土地の上に存する権利（第五項に規定する土地の上に存する権利を除く。）の第十条第一項及び第七項並びに前条第一項及び第七項に規定する標準価格は、その権利の目的となつてゐる土地が土地の上に存する権利の目的となつてないものとして第一項の規定を適用した場合における同項に規定する標準価格に相当する金額に、当該権利の種類ごとに、かつ、土地の価額に対する土地の上に存する権利の取引価格の割合がおおむね同一と認められる地域ごとに当該地域の所轄国税局長が決定する割合を乗じて計算した金額とする。

二 父と妻
又は母のいれか一方の配偶者又は配偶者であつた者と親子の関係がないものを含む。)

三 祖父又は祖母とその孫（孫については、その父の父又は母と生計を一にするものを除く。）

者又は子を有する者を含まないものとする。

（法人に係る税率）

第十五条 法人の有する土地等の第十条第一項（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額に相当する金額から五千万円を控除した金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額とする。

（個人に係る税率）

第十六条 個人の有する土地等の第十一条第一項（個人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額が五千万円以下であるときは、土地増価税を課さない。

（個人に係る課税最低限）

第十三条 法人の有する土地等の第十条第一項（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額が三千円以下であるとき又は個人の有する土地等の面積が三百三十平方メートル以下であるときは、土地増価税を課さない。

（個人に係る課税最低限）

第十四条 個人の有する土地等の第十一条第一項（個人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額が三千円以下であるとき又は個人の有する土地等の面積が三百三十平方メートル以下であるときは、土地増価税を課さない。

（個人に係る課税最低限）

第十五条 法人の有する土地等の第十条第一項（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額が五千万円以下であるときは、土地増価税を課さない。

（個人に係る課税最低限）

第十六条 法人の有する土地等の第十一条第一項（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額が三千円以下であるとき又は個人の有する土地等の面積が三百三十平方メートル以下であるときは、土地増価税を課さない。

（個人に係る課税最低限）

第十七条 法人は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第二号に掲げる土地増価税の額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額に相当する金額

（法人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額について課する土地増価税の額は、当該増価額に相当する金額から三千万円と居住部分控除額とのうちいすれか多い金額を控除した金額と百分の十五の税率を乗じて計算した金額とする。

（個人に係る税率）

第十八条 個人は、施行日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第二号に掲げる金額がない場合には、当該申告書を提出しなければならない。

（個人の期限内申告）

第十九条 第十七条（法人の期限内申告）の規定による申告書を提出した法人（同条第二項の合併法人を含む。）は、当該申告書に記載した同条第一項第二号に掲げる金額の五分の一に相当する金額の土地増価税を、施行日の属する年から五年間、毎年五月一日から六月三十日まで（同条第二項の規定により提出すべき当該申告書の提出期限の属する年に係る当該合併により消滅した法人の土地増価税については、当該申告書の提出期限まで）の間において、国に納付しなければならない。

（個人の期限内申告による納付）

第二十条 第十八条（個人の期限内申告）の規定による申告書を提出した個人（同条第二項の相続人を含む。）は、当該申告書に記載した同条第一項第二号に掲げる金額の五分の一に相当する金額の土地増価税を、施行日の属する年から五年間、毎年五月一日から六月三十日まで（同条第二項の規定により提出すべき当該申告書の提出期限の属する年に係る当該相続人（包括遺贈者を含む。）の土地増価税については、当該申告書の提出期限まで）の間において、国に納付しなければならない。

（個人の期限内申告による納付）

第二十一条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十二条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十三条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十四条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十五条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十六条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十七条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

者を含む。）は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、当該申告書を提出しなければならない。（法人の期限内申告による納付）

第十九条 第十七条（法人の期限内申告）の規定による申告書を提出した法人（同条第二項の合併法人を含む。）は、当該申告書に記載した同条第一項第二号に掲げる金額の五分の一に相当する金額の土地増価税を、施行日の属する年から五年間、毎年五月一日から六月三十日まで（同条第二項の規定により提出すべき当該申告書の提出期限の属する年に係る当該合併により消滅した法人の土地増価税については、当該申告書の提出期限まで）の間において、国に納付しなければならない。

（法人の期限内申告による納付）

第二十条 第十八条（個人の期限内申告）の規定による申告書を提出した個人（同条第二項の相続人を含む。）は、当該申告書に記載した同条第一項第二号に掲げる金額の五分の一に相当する金額の土地増価税を、施行日の属する年から五年間、毎年五月一日から六月三十日まで（同条第二項の規定により提出すべき当該相続人（包括遺贈者を含む。）の土地増価税については、当該申告書の提出期限まで）の間において、国に納付しなければならない。

（個人の期限内申告による納付）

第二十一条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十二条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十三条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十四条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十五条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十六条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

第二十七条 土地増価税について期限後申告書を提出した法人又は個人は、当該期限後申告書に記載した税額の土地増価税を、当該期限後申告書の提出の日に、国に納付しなければならない。

（法人又は個人の期限後申告による納付）

の提出の日までにまだ到来していないこととなる税額があるときは、当該期限後申告書を提出した者は、期限内申告書を提出していたとしたならば既に到来していることとなる当該納期に係る税額（附帯税を含む。）については前項の規定により、期限内申告書を提出していたとしたならばまだ到来していないこととなる当該納期に係る分の税額については、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該納期において、國に納付しなければならない。

（法人又は個人の修正申告による納付）

第二十二条 土地増価税について修正申告書を提出した法人又は個人は、当該修正申告書の提出により増加した部分の税額の土地増価税を、当該修正申告書の提出の日に、國に納付しなければならない。

前項の場合において、当該修正申告書の提出により増加する前の土地増価税額のうちに第十九条（法人の期限内申告による納付）又は第二十条（個人の期限内申告による納付）の規定による納期が当該修正申告書の提出の日までにまだ到来していない税額があるときは、当該修正申告書を提出した者は、その増加した部分の税額をこれららの規定による納期において納付すべき増加する前の土地増価税額にあん分して、既に到来している納期に係る分のその増加した部分の税額（附帯税を含む。）については前項の規定により、まだ到来しない納期に係る分の税額については、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該納期において、國に納付しなければならない。

第二十三条 税務署長は、土地増価税の納稅義務者である法人又は個人について第十九条から前条まで（土地増価税の納付）又は国税通則法第三十五条第二項第二号（更正又は決定の場合は、當該法人又は個人の申請により、合においては、當該法人又は個人の申請により、

その納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。

2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、土地増価税の納稅義務者である法人又は個人の土地増価税額に係る第十一条第一項（法人の土地等に係る課税標準）又は第十二条第一項（個人の土地等に係る課税標準）に規定する増価額の計算の基礎となつた土地とする。

3 法人又は個人がその有する土地を第一項の許可を受けて物納した場合には、法人の当該事業年度の所得の金額の計算、個人の譲渡所得の金額の計算又は次条の規定による土地増価税額の還付若しくは免除については、当該土地の譲渡がなかつたものとみなす。

4 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十二条及び第四十三条（物納）（同条第五項中「延納の許可に係る部分、同条第六項及び同条第八項第二号を除く。」の規定は、第一項の規定による物納について準用する。この場合において、同法第四十二条及び第四十三条中「相続税」とあるのは「土地増価税」と、「財産」とあるのは「土地」と、「種類」とあるのは「地目」と、「物納財産」とあるのは「物納に係る土地」と、「不動産」とあるのは「土地」と読み替えるものとする。）

（土地増価税の還付及び免除）

第二十四条 法人又は個人でその有する土地等につきこの法律の規定による土地増価税額があるものが、基準日から基準日以後十年を経過した日の前日までの間に、当該土地増価税額に係る

5 第二項の規定による還付又は免除の手続その他同項の規定による還付又は免除の手続その他同項の規定による還付又は免除の手続その他定める。

4 第二項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

5 第二項の規定による還付又は免除の手続その他同項の規定による還付又は免除の手続その他定める。

第四章 雜則

（代表者等の自署押印）

第二十五条 法人税法第一百五十二条（代表者等の自署押印）の規定は、法人の提出する土地増価税申告書（当該土地増価税申告書に係る修正申告書を含む。）について準用する。

（申告書の公示）

第二十六条 税務署長は、土地増価税申告書に記載された第十七条第一項第二号（法人の土地増価税の納付税額）又は第十八条第一項第二号（個人の土地増価税の納付税額）に掲げる税額があ

による個人に対する譲渡を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、当該土地増価税額（附帯税を除く。）のうち既に納付した額に、当該増価額のうち当該譲渡をした土地等に係る部分の金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する土地増価税額を還付し、当該土地増価税額（附帯税を除く。）のうちまだ納付していない額については各納期に係る税額ごとに、当該割合を乗じて計算した金額に相当する土地増価税額を、各納期において免除する。

2 前項に規定する法人が基準日から基準日以後十年を経過した日の前日までの期間内に解散し、当該期間内に残余財産の全部又は一部の分配が行われた場合において、当該残余財産の中に土地等があるときは、当該土地等の分配をその譲渡とみなして、同項の規定を適用する。

3 基準日から基準日以後十年を経過した日の前日までの間に所得税法第五十九条第一項第一号に掲げる贈与、相続又は遺贈により土地等の移転があつた場合には、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈をした者が当該土地等を譲渡したものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 第二項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

5 第二項の規定による還付又は免除の手続その他同項の規定による還付又は免除の手続その他定める。

（当該職員の質問検査権）

第二十八条 国税庁の当該職員又は法人若しくは個人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、土地増価税に関する調査について必要があるときは、法人若しくは個人に質問し、又はその土地等若しくはその土地等に関する帳簿書類を検査することができる。

（税務署長が市町村長に対し、土地課税台帳等その他土地増価税の課税標準の基礎となる土地の標準価格の調査について参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録させるものとする。）

（土地課税台帳等の供覧等）

第二十七条 税務署長が市町村長に対し、土地課税台帳等その他土地増価税の課税標準の基礎となる土地の標準価格の調査について参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録させるものとする。

る法人又は個人について、大蔵省令で定めるところにより、その法人又は個人の名称又は氏名、

当該申告書に記載された第十七条第一項第二号又は第十八条第一項第一号に掲げる金額及び第十七条第一項第二号又は第十八条第一項第二号に掲げる税額その他の事項を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び法人の納稅地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄区域内に支店、工場、営業所その他これらに準ずるものと有する法人に対する質問

又は検査について準用する。

4 前三项の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 國税厅、國税局又は稅務署の当該職員は、第

一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（土地増価税に係る法人税法等の適用の特例）

第二十九条 土地増価税に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法 律	条 項	読み替えられる字句	読 み 替 え た 字 句
法人税法	第二条第十八号（定義）	法人税（ 納付する法人税の額）	土地増価税（附帯税を除く。）及び法人税（ 納付する土地増価税の額及び法人税の額）
租税特別措置法 (昭和三十二年法律 第二十六号)	第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）	から、当該事業年度の所得	から、土地増価税法（昭和五十二年法律第 十五号）第二十四条（土地増価税の還付及び免除）
所得税法	第四十五条第一項第一号（家事関連費等の必要経費 不算入等）	所得税	土地増価税及び所得税
相続税法	第十四条第二項（債務控除をされる公租公課）	再評価税	再評価税、土地増価税
租税特別措置法 (昭和三十二年法律 第二十六号)	第四十条の三（物納による譲渡所得等の非課税）	又は第三十三条	若しくは第三十三条又は土地増価税法（昭和五十二年法律第 号）第二十四条（土地増価税の還付及び免除）
国税通則法	第二十一条第二項（納税申告書の提出先等）、第三十条第二項（賦課決定の所轄厅）、第三十三条第二項（国税の徵收の所轄厅）、第八十五条第一項（納税地異動の場合における異議申立先等）及び第八十六条第一項（異議申立事件の決定機関の特例）	贈与税	贈与税、土地増価税
大蔵省設置法 (昭和二十四年法律 第二百四十四号)	第四十六条第一項（附属機関）の表土地評価審議会の	贈与税に係る土地	贈与税並びに土地増価税に係る土地等

2 前項に定めるもののほか、土地増価税に関する法人税法、所得税法その他の法令の規定の適用に必要な技術的説明その他の方の事項は、政令で定める。 (政令への委任)	税額に規定する土地増価税の額につき土地増価税を免れ、又は第二十四条第二項（土地増価税の還付及び免除）による土地増価税の還付若しくは免除を受けた場合は、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。以下この章において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百円を超えるその免れた土地増価税の額又は還付若しくは免除を受けた土地増価税の額に相当する金額以下とすることができる。	第三十四条 正當な理由がなくて第十八条第一項又は第二項（個人の期限内申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。	第三十五条 第二十五条（代表者等の自署押印）において準用する法人法第一百五十二条第一項から第三項まで（代表者等の自署押印）の規定に違反した者はこれらに規定に違反する第二十五条に規定する土地増価税申告書の提出があった場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。	2 前項の免れた土地増価税の額又は同項の還付若しくは免除を受けた土地増価税の額が五百円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百円を超えるときは、免除了を受けた土地増価税の額又は還付若しくは免除を受けた土地増価税の額に相当する金額以下とすることができる。
第三十一条 第十条から前条まで（課税標準等）に定めるもののはか、この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。	第三十二条 偽りその他不正の行為により、第十八条第一項第二号（個人の申告に係る土地増価税額）に規定する土地増価税の額につき土地増価税を免れ、又は第二十四条第一項（土地増価税の還付及び免除）による土地増価税の還付若しくは免除を受けた者は、三年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	第三十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	第三十七条 第二十八条第一項又は第二項（当該職員の質問検査権）これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。の規定による当該職員の質問に対して答弁せざる者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処する。	第三十八条 第二十八条第一項又は第二項（当該職員の質問検査権）これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。の規定による当該職員の質問に対して答弁せざる者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処する。	2 前号の検査に關し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者
第三十二条 偽りその他不正の行為により、第十八条第一項第二号（個人の申告に係る土地増価税額）による土地増価税の還付若しくは免除を受けた者は、三年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	第三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	第三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	第三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	第三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	2 前号の検査に關し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者
七条第一項第二号（法人の申告に係る土地増価	第四十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	第四十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	第四十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	第四十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	2 前号の検査に關し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第三十七条 土地増価税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第三十一条（法人に係る土地増価税を免れる等の罪）、第三十二条（個人に係る土地増価税を免れる等の罪）、第三十三条（法人に係る期限内申告書を提出しない罪）、第三十四条（個人に係る期限内申告書を提出しない罪）又は第三十六条（検査を拒む等の罪）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を課する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この法律は、昭和五十二年四月三十日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、兆円所得税減税に関する請願（第一五七九号）（第一七五七号）（第一七五八号）（第一七六号）（第一一八〇八号）（第一一八一三号）（第一一八一八号）
- 一、基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願（第一七〇三号）（第一七〇四号）

第一五七九号 昭和五十二年三月十一日受理 一兆円所得税減税に関する請願 請願者 東京都東大和市清水三ノ八七七 紹介議員 内藤 功君 この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。	第一一八一三号 昭和五十二年三月十六日受理 一兆円所得税減税に関する請願 請願者 高知県室戸市室戸岬町四、八三五 紹介議員 中谷次郎外三千百二十八名 この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。	第一一七五七号 昭和五十二年三月十五日受理 一兆円所得税減税に関する請願（十一通） 請願者 静岡市瀬名川二七ノ一 岡田三重 紹介議員 柏原 ヤス君 この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。	第一一七五八号 昭和五十二年三月十五日受理 一兆円所得税減税に関する請願（四通） 請願者 大阪市西区土佐堀一ノ六ノ一二 梶本幸治外一万六千五百名 紹介議員 塩出 啓典君 この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。	第一一八一八号 昭和五十二年三月十六日受理 一兆円所得税減税に関する請願 請願者 長崎市小峰町七ノ二ノ三〇六 福 紹介議員 白木義一郎君 この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。	第一一七七七六号 昭和五十二年三月十六日受理 一兆円所得税減税に関する請願 請願者 長崎市三芳町五ノ一 上村親治外 四千九百九十九名 紹介議員 多田 省吾君 この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。	第一一七〇二号 昭和五十二年三月十四日受理 基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願（二通） 請願者 東京都東大和市奈良橋三一六ノ一 鈴木隆外一名 紹介議員 内藤 功君 この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。	第一一七〇三号 昭和五十二年三月十四日受理 基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願 請願者 高知市仁井田一、四九〇ノ一三 岡村佐知子外四千九百九十九名 紹介議員 二宮 文造君 この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。
---	--	---	---	--	---	--	--

請願者 東京都東大和市芋窪四〇三ノ一ノ
上北台一八ノ三〇六 藤原宏子

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七〇四号 昭和五十二年三月十四日受理
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願
請願者 東京都東大和市清水一、二二二
南四〇一ノ一 武井富美子

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七〇五号 昭和五十二年三月十四日受理
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願
請願者 東京都東大和市清水一、二二二
南四〇一ノ一 武井富美子

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七〇六号 昭和五十二年三月十四日受理
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願
請願者 東京都東大和市奈良橋三一六ノ一
鈴木隆外一名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第一七〇七号 昭和五十二年三月十四日受理
基地跡地三分割・有償処分撤回と大和基地跡地市民利用に関する請願
請願者 東京都東大和市奈良橋三一六ノ一
鈴木隆外一名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

昭和五十二年四月九日印刷

昭和五十二年四月十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W